

THE

クルマの
保険

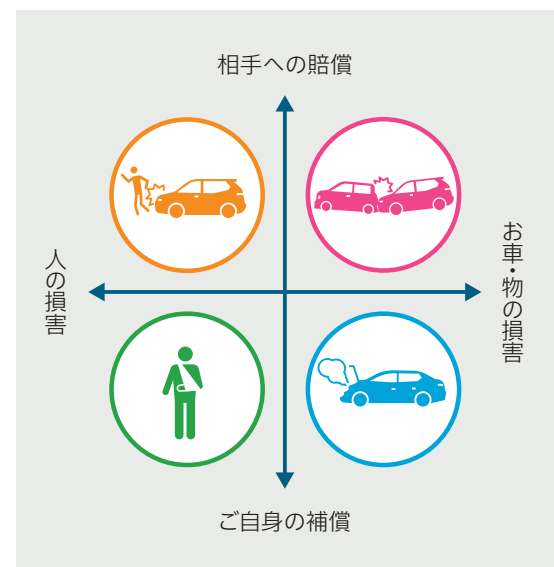
個人用自動車保険

パンフレット兼重要事項等説明書

2025年1月版



安心の基本補償



他人にケガをさせてしまった場合に備え、安心の補償を！

対人賠償責任保険

自動車・物の高額な賠償による損害に備え、万全な補償を！

対物賠償責任保険

万が一のご自身のケガにも、安心の補償を！

人身傷害保険

突然の事故、大切な自動車に万全な補償を！

車両保険

対象自動車

▶ **自家用8車種** (業務専用車※1を除く)※2

自家用普通乗用車 	自家用小型乗用車 	自家用軽四輪乗用車 	自家用小型貨物車 
自家用軽四輪貨物車 	自家用普通貨物車 最大積載量 0.5トン以下 		特種用途自動車 (キャンピング車) 
	最大積載量 0.5トン超2トン以下 		

※1 業務専用車とはプライベートや通勤・通学には一切使用せず、業務にのみ使用する自動車をいいます。

※2 レンタカー、教習用自動車および「わ」ナンバーリース料率を適用する自動車は、対象自動車に含めません。

対象契約

▶ **ノンフリート契約** (所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下のご契約)

記名被保険者

(ご契約の自動車を主に使用される方)

▶ **個人**

ご注意 「THE クルマの保険」では、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険のいずれかを必ずお選びいただきます。人身傷害保険のみでご契約いただくことはできません。

あなたの自動車保険の保険料を
最短30秒でサクッと見積もります。▶



詳しくはこちら

+ 選べるオプション 特約でお客さま一人ひとりにぴったりの補償プランをご提供

他の自動車に搭乗中や、自転車を運転中の事故なども補償したい！

▶ **人身傷害交通乗用具事故特約** 詳しくはP⑩

大きな事故の場合は、定額でも保険金を受け取りたい！

▶ **人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約** 詳しくはP⑩

入院期間中、自宅に残された家族やペットのお世話が心配！

▶ **人身傷害入院時諸費用特約** 詳しくはP⑩

事故で自動車が大破！買い替えて、また新車に乗りたい！

▶ **車両新価特約** 詳しくはP⑫

長く乗ってきたお車が全損に！買い替え・修理を検討したい！

▶ **車両全損時復旧費用特約** 詳しくはP⑫

故障の修理費も補償したい！

▶ **故障運搬時車両損害特約** 詳しくはP⑮

車両保険では補償されない地震・噴火・津波による損害が心配！

▶ **地震・噴火・津波車両全損時一時金特約** 詳しくはP⑯

自転車で走行中、歩行者にぶつかりケガをさせてしまった！

▶ **個人賠償責任特約** 詳しくはP⑯

ご契約の自動車が修理中！その間レンタカーを借りたい！

▶ **代車等諸費用特約(事故時30日型)／代車等諸費用特約(15日型)** 詳しくはP⑰

被害事故はもちろん、加害事故の場合でも弁護士に相談したい！

▶ **弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)** 詳しくはP⑱



録画するだけでなく、平常時の見守り、事故後のかけつけなど、事故の未然防止から解決までトータルでサポートします。

詳しくは
P③・④

「Driving!」は「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」(詳しくはP⑯)をセットした場合にかぎり、提供されるサービスです。

お客さまの安全運転をサポート。安全運転で保険料が安くなる!

.Driving!

結論。いざというとき、助けてくれる

つながるドラレコ

詳しくは
こちら ▶



一般的なドラレコの場合



事故が発生した時の対応や、録画したデータの取り出しなどは**ご自身で行う**必要があります。

つながるドラレコ Driving! なら



事故による強い衝撃を検知した場合は、**自動的に損保ジャパンや事前に登録したご家族・保険代理店に一斉連絡**。録画データも損保ジャパンへ自動連携されるため、データの取り出しも不要です。
また、「ALSOKかけつけ安心サービス」などの事故対応サポートを依頼することもできます。

「つながるドラレコ」とは、損保ジャパンが提供する通信型ドライブレコーダーを指します。

つながるドラレコは **3つの機能で安心・安全な運転を支援** します。

01

もしもの時の **事故対応サポート**

万が一の事故時には、自動通報、手動通報に加え「ALSOKかけつけ安心サービス」※で安心を提供。
事故現場の安全確保や救急車の手配などをお客さまに代わって対応します。
※「ALSOKかけつけ安心サービス」は、お客さまが必要とした場合にご利用いただけます。



02

運転中の **サポート機能**

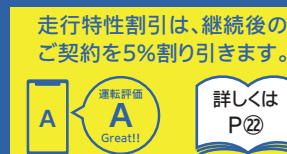
高性能ドライブレコーダーを使用した安全運転のサポート機能。
事故を未然に回避または軽減するために画面表示と警告音で注意喚起します。



03

運転力を **データで見える化**

運転特性などを分析し、専用スマホアプリで運転診断レポートを表示。運転特性スコア※が80点以上である場合は翌年度の自動車保険料を5%割引く走行特性割引が適用されます。
※当社が定める走行情報等のデータにもとづき算出したスコアです。



特約保険料

月々 **980 円** ※

※払込方法が分割払(月払)、支払方法が口座振替払で保険期間が1年のご契約の場合の分割保険料(払込方法が一括払の場合は、年間11,172円)です。ご契約内容により保険料は異なります。

オプション品 リアカメラ



メーカー希望 小売価格 **10,780 円** (税込)

あおり運転対策など、後方撮影を希望される場合はオプションでリアカメラをご購入いただくことが可能です。

初めてお車を買われる方や、2台目以降のお車を買われる方



安全運転割引を獲得できる

無料運転診断アプリ

詳しくは
こちら ▶



「SOMPO Drive」による運転診断結果で **自動車保険がお得** になります!



ご家族の車を運転時



会社の車を運転時



レンタカー・シェアカーを運転時



保険始期日までに運転診断が間に合わなくても、条件を満たす場合には保険期間の途中から安全運転割引を適用することが可能です。



安全運転をして、**最大20%の割引** を獲得

<割引率>

安全運転スコア/等級	6(S)等級	7(S)等級
80~100点	20%割引	5%割引
60~79点	12%割引	3%割引



充実の補償とサービスが備わった

ロードアシスタンス

ロードアシスタンス専用デスク

365日 110番
0120-365-110

おかけ間違いにご注意ください。

ご契約の自動車が事故、故障または
トラブルにより走行不能※となった場合に、
ロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。
ロードアシスタンス業者を手配し、
レッカーけん引や30分程度の応急処置などを
ご利用いただけます。

※「走行不能」とは、自力で走行できない状態または法令により走行が禁じられた状態をいいます。
また、事故が生じた時のご契約の自動車の運転者が病院または診療所に救急搬送されたことにより、その運転者をご契約の自動車を移動させることができない状態を含みます。

【ご注意】 雪道、泥道、砂浜などによるタイヤのスタック(空回り)やスリップなど単に走行が困難なトラブルの場合は補償・サービスの対象となりません。



ロードアシスタンス すべてのご契約が対象となります。

「ロードアシスタンス特約」、「代車等諸費用特約(事故時30日型)」および「代車等諸費用特約(15日型)」の補償の対象となる費用については、保険金としてお支払いします。

01 レッカーけん引 1事故につき15万円限度(応急処置費用と合算の限度額となります。)

ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、レッカーによるけん引を行います。

- ◆15万円に相当するレッカーけん引距離の目安は、大手会員制ロードアシスタンス業者で普通乗用車をレッカーけん引する場合、約150km(基本料金・作業料金1時間程度を含みます。)
- ◆電気自動車が電池切れとなった場合や、燃料電池自動車等の所定の場所以外での補給が困難な燃料のみにより走行する自動車が燃料切れとなった場合は、充電または燃料補給が可能な場所までレッカーけん引を行います。なお、ガソリンまたは軽油の燃料切れはレッカーけん引の対象外となります。



02 応急処置(30分程度) 1事故につき15万円限度(レッカーけん引費用と合算の限度額となります。)

ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、現場にて30分程度で完了する応急処置を行います。

- ＜主な事例＞
- バッテリー上がり時のジャンピング
 - キー閉じこみ時の鍵開け
 - パンク時のスペアタイヤ交換
 - 落輪した場合の引上げ

【ご注意】 1. 現場にて30分程度で対応できないケースについては、作業費用が有料となる場合があります。
2. JAF会員以外の場合は、部品代や消耗品代は有料となります。

JAF会員の皆さまは、4,000円までの部品代や消耗品代を補償！
(1保険年度につき1回まで対象)



03 燃料切れ時の給油サービス 1回につき10リットルまで無料

ご契約の自動車が燃料切れで走行不能となった場合に、燃料をお届けします。

【ご注意】 1. 自宅駐車場および同等と判断できる保管場所での燃料切れは対象となりません。
2. JAF会員以外の場合は、1保険年度につき1回にかぎり対象となります。



JAF会員の皆さまは、
1保険年度につき2回まで対象！

+ オプション 特約の追加が必要になります。

宿泊移動サポート

「代車等諸費用特約(事故時30日型)」※1または「代車等諸費用特約(15日型)」※1

をセットすると、ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、レッカーけん引された場合※2に、宿泊・移動費用も補償し、宿泊施設の手配等のサポートもいたします。

01 宿泊費用 1事故1被保険者につき1万円限度

ホテル等の有償の宿泊施設に臨時に宿泊せざるを得ない場合に要した1泊分の客室料をお支払いします。



02 移動費用 1事故1被保険者につき2万円限度

ご契約の自動車が走行不能となった地または入庫した修理工場等から、出発地、居住地または当面の目的地へ合理的な経路および方法で被保険者が移動するために要した費用をお支払いします。



※1 詳しくはP⑩をご確認ください。
※2 法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合を含みます。

詳しくは「ご契約のしおり(約款)」に記載の「ロードアシスタンス利用規約」をご確認ください。

万全の事故・故障対応サービス

夜間・休日の
事故・故障対応サービス

24時間
365日

お客さまへの「24時間初動対応サービス」

事故受付	事故解決のアドバイス
代車の手配	修理工場のご紹介
修理工場への連絡	病院への連絡

日本全国の安心の事故対応網

47都道府県約**260**か所*



※2024年4月現在

相手方への「24時間初動対応サービス」

事故受付の連絡	修理工場への連絡
病院への連絡	代車の手配

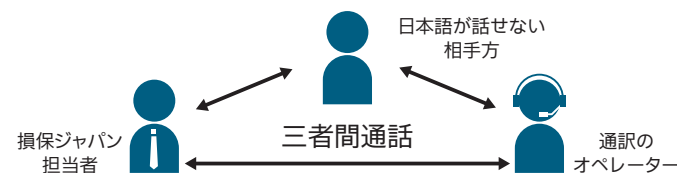
事故の相手方が日本語を話せない場合も安心！

損保ジャパンの事故サポートセンターでは

21か国語※(英語・中国語・ポルトガル語・韓国語など)で、

事故受付や初動対応が可能です。

※2024年4月現在



LINEで保険金請求が完結！「事故チャットサービス」

事故連絡	事故のご相談
画像や動画の送信	保険金請求手続き

忙しくて電話ができないときでも
簡単に損保ジャパンの事故担当者と
チャットで連絡を取ることが可能です。



詳しくはこちら

充実の補償

👍 まかせて安心
示談交渉サービス

損害賠償請求を受けた場合で、被保険者のお申出があり、かつ事故の相手の方の同意が得られれば、原則としてお客さまに代わって損保ジャパンが示談交渉を行います。

自動セット

ご契約の内容により必ずセットされます。

+ オプション

お客さまのご希望によりセットできます。

対人賠償責任保険

👍 まかせて安心
示談交渉サービス

相手 人 への賠償

他人にケガをさせてしまった場合に備え、安心の補償を！

補償の概要

ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人を死亡させた場合やケガをさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などによって支払われるべき金額を差し引いた額について、1回の事故につき事故の相手の方1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。

対人臨時費用保険金 事故の相手の方が死亡された場合は、対人賠償保険金に加えて15万円を対人臨時費用保険金としてお支払いします。

★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP20をご確認ください。

対物賠償責任保険

👍 まかせて安心
示談交渉サービス

相手 お車・物 への賠償

自動車・物の高額な賠償による損害に備え、万全な補償を！

補償の概要

ご契約の自動車を運転中の事故などにより他人の自動車や物を壊した場合や、ご契約の自動車を運転中に誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額について、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。

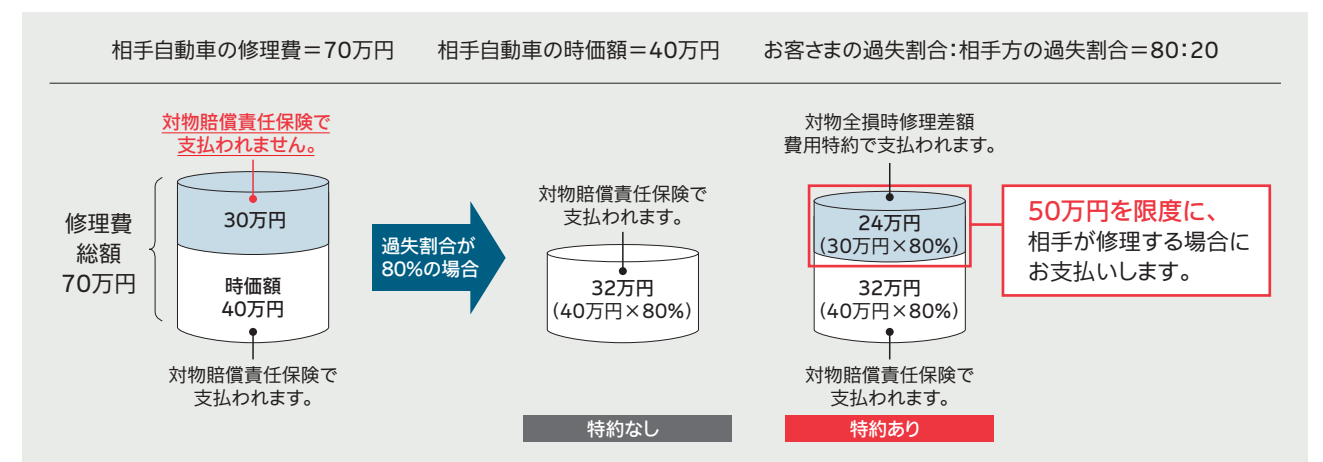
★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP20をご確認ください。

対物賠償責任保険では、相手の自動車の時価額までしか支払われないので、
修理費が時価額を超えてしまったときが心配！ **そんなときには…**

対物全損時修理差額費用特約 **自動セット** ※

対物賠償保険金をお支払いする事故において、相手の自動車の修理費が時価額を超え、被保険者がその差額を負担した場合に、実際に負担した差額分の修理費に被保険者の過失割合を乗じた額について、50万円を限度に保険金をお支払いする特約です。

※対物賠償責任保険を適用したご契約に必ずセットされます。



人身傷害保険

万が一のご自身のケガにも、安心の補償を！

補償の概要

ご契約の自動車に搭乗中の方などが自動車事故により亡くなられた場合やケガをされた場合に生じる逸失利益や治療費などについて、1回の事故につき被保険者1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

補償範囲

ご契約タイプ	ご契約の自動車に搭乗されている方	お客さまご自身およびご家族※1の方	
	ご契約の自動車に搭乗中の事故	他の交通乗用具※2※3に搭乗中の事故	歩行中の交通乗用具※2との事故
			
基本補償	○	×※4	×
人身傷害交通乗用具事故特約セット	○	○	○

※1 「お客さまご自身およびご家族」とは、次の①から④の方をいいます。

- ① 記名被保険者 ② ①の配偶者
③ ①または②の同居のご親族 ④ ①または②の別居の未婚のお子さま

※2 交通乗用具についてはP⑩をご確認ください。

※3 「他の交通乗用具」に、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主に使用する自動車は含まないなど、一定の条件があります。

※4 「他車運転特約」により、補償の対象となることがあります。ただし、「他の交通乗用具」が自家用8車種の自動車で、運転中の場合にかぎります。詳しくはP⑩をご確認ください。

お支払いする保険金

損害保険金

入院・通院された場合

治療費などの実費

休業損害(働けない間の収入)※1

など

精神的損害※1

後遺障害を被られた場合※2

治療費などの実費

精神的損害

将来の介護料

など

逸失利益(労働能力を喪失したことにより失った将来の収入)

お亡くなりになった場合

治療費などの実費

精神的損害

葬儀費用

など

逸失利益(お亡くなりになったことにより失った将来の収入)

入院生活サポート費用保険金

事故発生日からその日を含めて180日以内の期間を対象として、入院時の病室でのご本人の身のお世話などのために利用したヘルパー費用をお支払いします。

ご注意

1. 1回の事故につき被保険者1名ごとに、日額15,000円を限度とします。
2. まかせて安心入院時アシスタンスの「入院生活サポート」のサービスメニューをご利用いただけます。

※1

自動車事故以外の事故の場合で、賠償義務者(被保険者の被った損害に対する損害賠償責任を負う方をいいます。)がいない、または確認できないときは、「休業損害(働けない間の収入)」「精神的損害」「入院生活サポート費用保険金」は対象外となります。

※2

重度の後遺障害が生じた場合(神経系統や胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護が必要な状態などをいいます。)は、保険金額の2倍を限度に保険金をお支払いします。

★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP⑩をご確認ください。

保険金額の目安

「人身傷害保険」は、お客さまご自身だけでなくご家族のための補償でもあります。次の表を参考に適正な保険金額をご設定ください。

年齢別の平均的な損害額目安

ご注意 次の表は有職者(ただし、70歳を除きます。)の平均的な損害額です。実際の損害額は収入やご家族の構成、事故日時点の法定利率などにより異なります。

年齢	扶養家族の有無	お亡くなりになった場合	重度後遺障害を被られた場合
20	無	8,000万円	1億9,000万円
30	有	1億円	1億7,000万円
40	有	9,000万円	1億6,000万円

ご自身 人の補償

他の自動車に搭乗中や、自転車を運転中の事故なども補償したい! そんなときには…

人身傷害交通乗用具事故特約 +オプション

人身傷害保険で補償の対象となる事故を「ご契約の自動車に搭乗中の事故」だけでなく「他の自動車※に搭乗中の事故」や「自動車以外の交通乗用具※に搭乗中の事故」、「歩行中の自転車との衝突事故などの交通乗用具事故」に拡大する特約です。

※記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主として使用する自動車を含まないなど、一定の条件があります。

交通乗用具とは…?

自動車、移動用小型車、遠隔操作型小型車(搭乗装置のあるものにかぎります。)、自転車、車椅子、ベビーカー、歩行補助車(原動機を用い、かつ搭乗装置のあるものにかぎります。)、電車、ロープウェー、航空機、船舶、エレベーター、エスカレーター、動く歩道等をいいます。
なお、キックボード(電動キックボードを除きます。)、スケートボード、三輪以上の幼児用車両、遊園地等で遊戯用に使用される乗り物等は含まれません。

大きな事故の場合は、定額でも保険金を受け取りたい! そんなときには…

人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約 +オプション

人身傷害保険の保険金がお支払いの対象となる事故で、被保険者が亡くなられた場合は保険金額の全額、後遺障害が生じた場合は、その程度に応じて保険金額の4%から100%を定額給付金としてお支払いする特約です。

ご注意 1. この特約で既にお支払いした後遺障害定額給付金がある場合は、その額を差し引いて死亡定額給付金をお支払いします。
2. 他の自動車保険契約等によって既に支払われた保険金がある場合は、その額を差し引いて保険金をお支払いします。

入院期間中、自宅に残された家族やペットのお世話が心配! そんなときには…

人身傷害入院時諸費用特約 +オプション

人身傷害保険の保険金がお支払いの対象となる事故で、被保険者が入院された場合に、入院中および退院後30日以内の期間を対象として、入院時諸費用(家事・介護のヘルパー費用、保育施設預け入れ等費用、ペット預け入れ等費用および5日以上入院された場合の退院時諸費用)をお支払いする特約です。

入院時諸費用のお支払限度額

1事故、被保険者1名につき、入院時諸費用の合計額をお支払いします。
ただし、「25,000円×入院日数」を限度とします。

ご注意 1. お支払いの対象となる期間は、事故発生日からその日を含めて180日以内の期間における日数とします。
2. それぞれの費用については、一定の限度額があります。
3. 退院時諸費用は、5日以上入院された場合にお支払いの対象となります。

まかせて安心 入院時アシスタンス

人身傷害の保険金がお支払いの対象となる事故で入院されたお客さまとご家族の生活をサポートする安心・便利なサービスです。

すべてのご契約が対象

入院生活サポート

株式会社ニチイ学館との提携により、被保険者の方が入院されている病室にて、買い物・洗濯の代行、見守りなどのヘルパーサービスを提供します。



1日あたり連続で3時間限度

ご注意 1. 「入院生活サポート」については「入院生活サポート費用保険金」、「家事・介護サポート」および「お見舞返しサポート」については「人身傷害入院時諸費用特約」の支払対象期間にかぎり、サービス提供します。
2. サービスの内容は、お客さまに事前にご案内なく変更となる場合があります。

人身傷害入院時諸費用特約をセットした場合に対象

家事・介護サポート

株式会社ニチイ学館との提携により、ご自宅での炊事・洗濯・日常掃除などの家事やご親族などの介護を代行するためのヘルパーサービスを提供します。



1日あたり25,000円限度

お見舞返しサポート

伊勢丹・高島屋・三越との提携により、5日以上入院された場合に、退院後の快気祝い・お見舞御礼の贈答品をご指定先にお届けします。



1回の事故につき10万円限度

車両保険

突然の事故、大切な自動車に万全な補償を！

ご自身 お車・物の補償

補償の概要

盗難や偶然な事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。

補償範囲

事故例 ご契約 タイプ	ご契約の 自動車 以外の 自動車との 衝突	あて逃げ	動物との 衝突	盗難	火災・爆発	台風・ 竜巻・ 洪水・ 高潮	落書・ いたずら	物の 飛来・落下	電柱・ ガード レール に衝突	自転車との 衝突・接触	墜落・転覆	地震・ 噴火・ 津波	故障
一般条件	○	○	○	○※3	○	○	○	○	○	○	○	オプション ※4	オプション ※5
車対車・ 限定危険 ※1	○	○	○※2	○※3	○	○	○	○	×	×	×	オプション ※4	オプション ※5

※1「車対車事故・限定危険特約」をセットした車両保険をいいます。
※2 人との衝突または接触によって生じた損害は補償されません。
※3「車両盗難対象外特約」がセットされている場合は補償されません。
※4「地震・噴火・津波車両全損時一時金特約」をセットすることにより、ご契約の自動車に損害が生じ所定の状態になった場合に、一時金をお支払いします。(詳しくはP⑥)
※5「故障運搬時車両損害特約」をセットすることにより、ご契約の自動車に損害が生じ所定の状態になった場合に、保険金をお支払いします。(詳しくはP⑨)

お支払いする保険金

ケース	お支払いする保険金
全損の場合 (修理できない場合、または修理費が 車両保険金額以上となる場合)	ご契約時にお決めいただいた自動車の車両保険金額(協定保険価額)をお支払いします。 また、全損時諸費用保険金として、車両保険金額の10%(20万円限度)または10万円のいずれ れか高い額をお支払いします。
分損の場合 (全損以外の場合)	損害額から自己負担額を差し引いた金額をお支払いします。

ご注意 ご契約者または被保険者が、所定の費用(ご契約の自動車が走行不能となった場合に必要
な運搬費用、応急処置費用または引取費用など)を支出した場合は、その費用の実費を、1事故
につき合計で15万円を限度に、車両保険金とは別にお支払いします。ただし、その費用につ
いて、セットされた特約の保険金が支払われる場合を除きます。

★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP⑩をご確認ください。

ご契約方法

01 車両保険金額

ご契約の自動車の用途車種、車名、型式、仕様および初
度登録年月(または初度検査年月)をご確認いただき、
当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」などに
掲載の価格の範囲を基準として、車両保険金額を5万円
単位でお決めいただけます。

※1「車対車自己負担なし特約」をセットすることができます。
この特約は、車両保険に自己負担額が設定されている場合でも、ご契約の自動車以外の
自動車との衝突・接触事故にかぎり、自己負担額をなしとする特約です。
※2 ご契約期間が1年超の長期契約の場合は、保険年度ごとに車両事故の回数を数えます。

02 自己負担額

車両保険の自己負担額を次の表の中から選びいただけます。

定額方式	増額方式※2
(車両事故回数にかかわらず)	(車両事故1回目)(車両事故2回目以降)
0万円 10万円※1	0万円 - 10万円
3万円※1 15万円	3万円 - 10万円
5万円※1 20万円	5万円 - 10万円
7万円	

お車が事故で大破！手厚い補償がほしい！ そんなときには…

新しいお車にお乗りの方

車両新価特約 + オプション

ご契約の自動車が全損になった場合、または修理費が新車価格
相当額の50%以上※となった場合、実際にかかる自動車の再取
得費用(車両本体価格+付属品+消費税)または修理費等につ
いて、新車価格相当額を限度にお支払いする特約です。また、所
定の要件を満たす場合は、次の再取得時等諸費用保険金をお支
払いします。

ケース	再取得時等諸費用保険金
再取得の場合	新車価格相当額の20%(40万円限度)または 20万円のいずれか高い額
上記以外	新車価格相当額の10%(20万円限度)または 10万円のいずれか高い額

※フレームやエンジンなど、内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が
無い場合はお支払いの対象となりません。

ご注意 1. 盗難による損害はこの特約の対象外です(盗難後にご契約
の自動車が発見された場合は対象となります。)
2. 新車価格相当額を限度に保険金をお支払いするのは、事故
発生日の翌日から起算して1年以内に代替の自動車を再取
得またはご契約の自動車を修理された場合にかぎります。
3. この特約により保険金をお支払いする場合は、全損時諸費
用保険金はお支払いしません。
4. この特約は、次の条件をすべて満たす場合にかぎり、セット
することができます。
・車両保険を適用したご契約であること。
・車両保険金額(ご契約期間が1年を超える場合は、最終年
度の車両保険金額)が新車価格相当額の50%以上の金額
であること。

長く愛用しているお車にお乗りの方

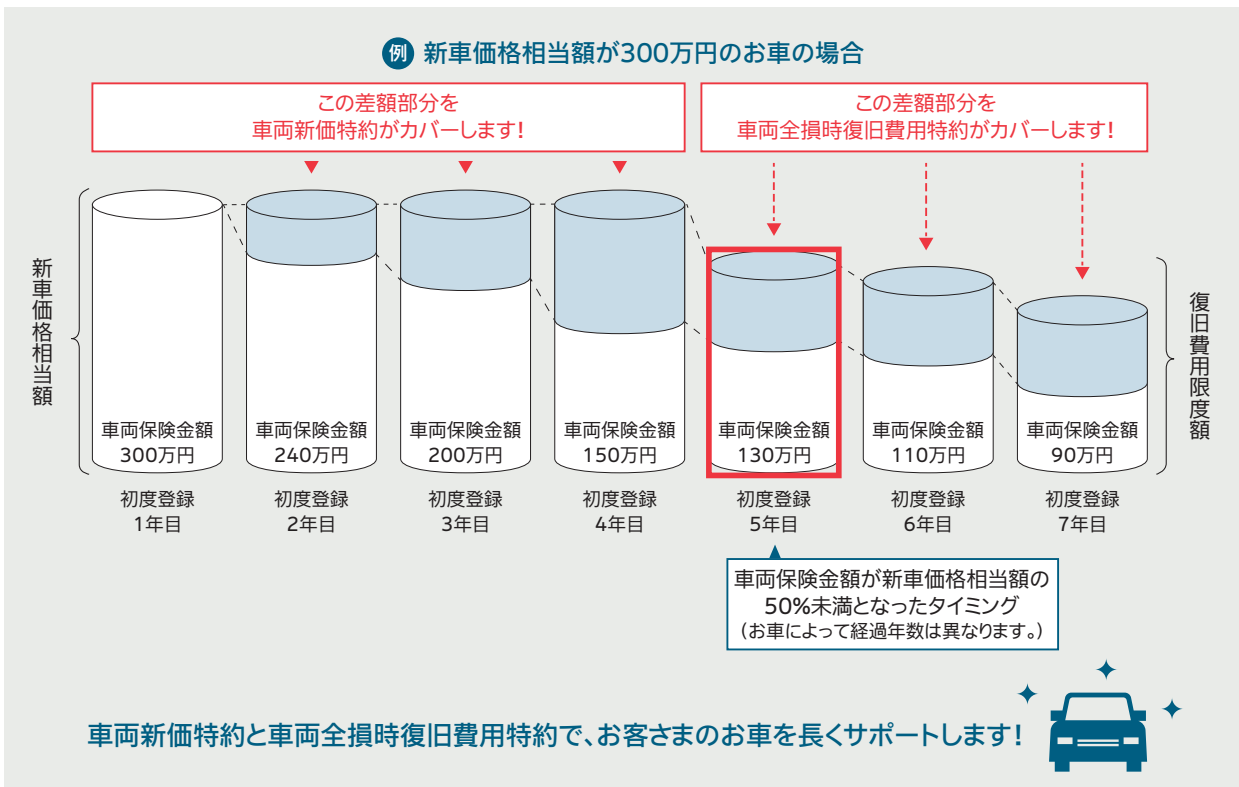
車両全損時復旧費用特約 + オプション

ご契約の自動車が全損になった場合、実際にかかる自動車の再
取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)または修理費等につ
いて、復旧費用限度額※を限度にお支払いする特約です。ま
た、所定の要件を満たす場合は、次の再取得時等諸費用保険金
をお支払いします。

ケース	再取得時等諸費用保険金
再取得の場合	復旧費用限度額※の20%(40万円限度)または 20万円のいずれか高い額
上記以外	復旧費用限度額※の10%(20万円限度)または 10万円のいずれか高い額

※車両保険金額の2倍または車両保険金額に100万円を加えた額のい
ずれか低い額をいいます。

ご注意 1. 盗難による損害はこの特約の対象外です(盗難後にご契約
の自動車が発見された場合は対象となります。)
2. 復旧費用限度額を限度に保険金をお支払いするのは、事故
発生日の翌日から起算して1年以内に代替の自動車を再取
得またはご契約の自動車を修理された場合にかぎります。
3. この特約により保険金をお支払いする場合は、全損時諸費
用保険金はお支払いしません。
4. この特約は、次の条件をすべて満たす場合にかぎり、セット
することができます。
・車両保険を適用したご契約であること。
・車両保険金額(ご契約期間が1年を超える場合は、初年度
の車両保険金額)が新車価格相当額の50%未満の金額で
あること。



車両保険にプラス！ 大切なお車のためにおすすめの特約

車両保険だけでは補償されない
損害があることをご存じでしょうか？

- ▶ 事故にあっけしき車が全損。新しい車に買い替えたい。
- ▶ 故障してしまったが修理をして長く乗り続けたい。

車両保険の基本補償だけでは
十分ではない場合があります！



車両新価特約、車両全損時復旧費用特約のセット条件となる
「新車価格相当額」と「車両保険金額」とは？

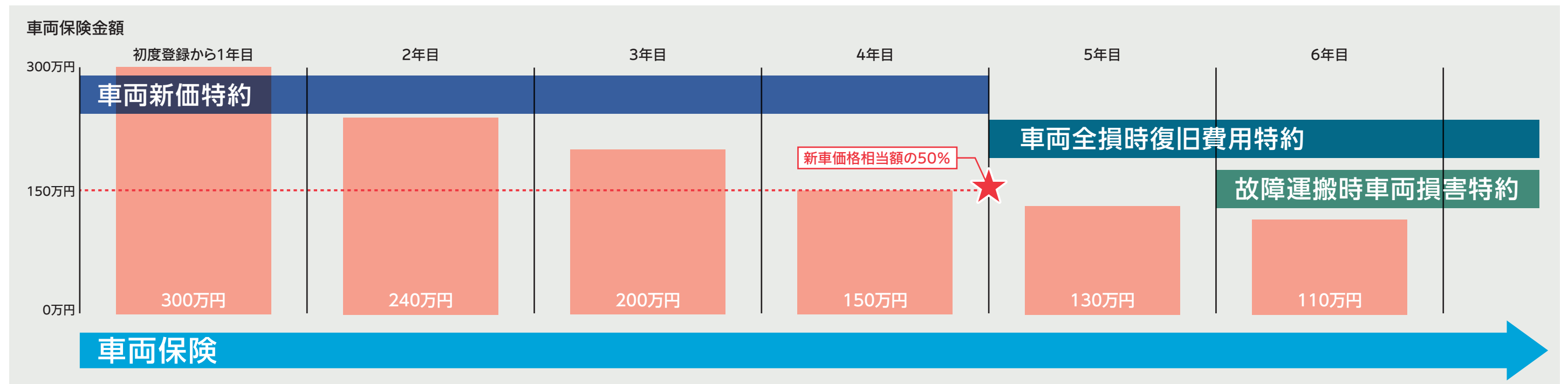
新車価格相当額 ▶ 保険契約締結時におけるご契約の自動車の、新車での市場販売価格相当額

車両保険金額 ▶ 車両保険で補償される保険金の支払限度額

お車を使用した年数分だけ市場価値が下がるに伴い「車両保険金額」は下がるため、「新車価格相当額」と「車両保険金額」の差が生まれていきます。



新車価格相当額が300万円の場合



お支払いのイメージ

2年目	保険金額 240万円 事故で全損となり 1年以内に買い替えた場合	実際にかかる再取得費用 ▼ 300万円(車両本体価格+付属品+消費税)
車両保険 だけだと...	車両新価特約 を セットしていると...	
支払保険金※の例	支払保険金※の例	
保険金 240万円	保険金 300万円	
+ 諸費用 20万円	+ 諸費用 40万円	
受け取る保険金の合計	受け取る保険金の合計	
260万円	340万円	

5年目	保険金額 130万円 事故で全損となり 1年以内に買い替えた場合	実際にかかる再取得費用 ▼ 300万円(車両本体価格+付属品+消費税)
車両保険 だけだと...	車両全損時復旧費用特約 を セットしていると...	
支払保険金※の例	支払保険金※の例	
保険金 130万円	保険金 230万円	
+ 諸費用 13万円	+ 諸費用 40万円	
受け取る保険金の合計	受け取る保険金の合計	
143万円	270万円	

6年目	保険金額 110万円 故障し レッカーけん引された場合	故障運搬時車両損害特約で補償
車両保険 だけだと...	故障運搬時車両損害特約 を セットしていると...	
補償なし	修理費例	
	エンジン部品交換費用 70万円	
	支払保険金※	
	70万円	

※お支払いする保険金の詳細はP11、12、15をご確認ください。

故障の修理費も補償したい! そんなときには…

故障運搬時車両損害特約 **+** オプション

ご契約の自動車が故障により走行不能※となり、レッカーけん引された場合に、ご契約の自動車の故障損害に対して、車両保険金額または100万円のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いする特約です。

※「走行不能」とは、自力で走行できない状態または法令により走行が禁じられた状態をいいます。

- ご注意**
- この特約は、次の条件をすべて満たす場合に限り、セットすることができます。
 - ・車両保険を適用した自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)のご契約であること
 - ・次の自動車を対象としたご契約でないこと
 - ・構内専用車 ・改造車 ・並行輸入車 ・外務省登録自動車
 - ・ご契約期間の初日の属する月が初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して60か月以上であること
 - ご契約の自動車が走行不能となり、レッカーけん引することについて、あらかじめ損保ジャパンの承認を得る必要があります。
 - 車両保険の自己負担額を設定されている場合でも、この特約により保険金をお支払いするときは、自己負担額を差し引きません。
 - 自動車検査証に記載された有効期限の満了する日の翌日以後に発生した故障損害または法令上の定期点検を実施していないことに起因する故障損害は補償されません。
 - 自動車販売店等が提供している延長保証契約に加入されている場合、補償内容が重複する可能性がありますので、ご契約前に延長保証契約の内容をご確認ください。



支払事例

実は3人に1人が故障を経験しています!			
当社調べ「あなたは過去にお車が故障し自走不能となった経験はありますか? (事故による故障の場合を除きます)」への回答結果(2022年5月実績 回答数:2,421名)			
道で突然 エンジンから煙が… 	ドアミラーが 突然開かなくなった… 	エンジンの警告灯が 点灯して異音をする… 	夜間走行中に ヘッドライトがつかなくなった… 
修理費例 約70万円 エンジン部品交換費用	修理費例 約10万円 ドアミラー交換費用	修理費例 約55万円 エンジン部品交換費用	修理費例 約20万円 ヘッドライト部品交換費用

保険金のお支払いイメージ

車両保険金額が150万円の場合		車両保険金額が80万円の場合
修理費 70万円 修理費の70万円が お支払保険金となります。 ↓ お支払い 70万円	修理費 110万円 修理費の最大100万円までが 補償対象なので、限度額の100万円が お支払保険金となります。 ↓ お支払い 100万円	修理費 110万円 車両保険金額が100万円を 下回る場合は、車両保険金額の 80万円がお支払保険金となります。 ↓ お支払い 80万円

POINT 支払われた保険金は、新車購入の頭金にもできます。

車両保険では補償されない地震・噴火・津波による損害が心配! そんなときには…

地震・噴火・津波車両全損時一時金特約 **+** オプション

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。

ご注意 この特約は、車両保険を適用したご契約にセットすることができます。



お客さまに過失がない場合は、保険を使っても等級がダウンしないので安心!

無過失事故の特則 自動セット

次のいずれかの条件に該当する場合など、一定の条件を満たすときは、次契約の等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特則です。

- ①相手自動車※1の「追突」、「センターラインオーバー」、「赤信号無視」または「駐停車中のご契約の自動車への衝突・接触」による事故に該当し、かつご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったと損保ジャパンが判断した場合
- ②相手自動車※1との衝突・接触事故の発生に関して、ご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合
- ③ご契約の自動車の欠陥・第三者による不正アクセスなどに起因する他物との衝突・接触事故が発生し、かつご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合
- ④自動運転中に偶然な事故※2が発生した場合

※1 ご契約の自動車と所有者が異なる自動車にかぎります。

※2 道路運送車両法第41条に定める自動運行装置が作動中の事故をいいます。ただし、ご契約の自動車の製造者の取扱説明書等で示す取扱いと異なる使用をしている間を除きます。

- ご注意**
- ①、②については、次の条件をいずれも満たす事故にかぎります。
 - ・「相手自動車※1」および「その運転者または所有者」が確認された事故
 - ・車両保険金のみをお支払いする事故。なお、「車両積載動産特約」の保険金をお支払いする場合は除きます。
 - ③、④については、ご契約の自動車の火災・爆発、盗難、台風・竜巻・洪水、落書・いたずら、物の飛来・落下などの事故により、ご契約の自動車に損害が生じ、車両保険金のみをお支払いする場合は、この特則の対象外です。

その他 の補償(主な特約)

自転車で行中、歩行者にぶつかりケガをさせてしまった! そんなときには…

個人賠償責任特約 **+** オプション

日本国内、国外を問わず、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが日常生活における偶然な事故(例:自転車運転中の事故など※)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合、または誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合に、法律上の損害賠償責任の額について、保険金をお支払いする特約です。

※自動車運転中の事故等を除きます。

保険金額 日本国内で発生した事故 無制限
日本国外で発生した事故 1事故につき1億円

 **まかせて安心**
示談交渉サービス
(日本国内のみ)



こんなトラブルにも安心

マンションで給水ホースのつなぎ部分が破損し、階下の部屋に水漏れを起こしてしまった



賠償例
550万円

散歩中に、飼い犬が他人に噛みついて、ケガをさせた



賠償例
30万円

こんな方におすすめです!

✓ 小さいお子さまがいらっしゃる方

✓ 自転車によく乗られるご家族がいらっしゃる方

✓ 旅行やおでかけを頻繁にされる方

ご契約の自動車が修理中! その間レンタカーを借りたい! **そんなときには…**

代車等諸費用特約(事故時30日型)／代車等諸費用特約(15日型) ⊕オプション

ご契約の自動車が、「ロードアシスタンス特約」(詳しくはP⑤)のお支払いの対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能^{※1}となり、レッカーけん引された場合^{※2}に、被保険者が負担された次の所定の費用をお支払いする特約です。なお、事故の場合は、代車費用保険金は、走行不能とならないときもお支払いの対象となります。

費用保険金	補償範囲			
	レッカーけん引あり		レッカーけん引なし	
	事故	故障	事故	故障
代車費用	○	○	○	×
宿泊費用	○	○	×	×
移動費用	○	○	×	×
引取費用	○	○	×	×

代車費用^{※3}

1事故につき保険証券(または保険契約継続証)記載の保険金額に、代車の利用日数^{※4}を乗じた額を限度とします。



宿泊費用

1事故1被保険者につき1万円限度



移動費用

1事故1被保険者につき2万円限度^{※5}



引取費用^{※6}

1事故につき15万円限度



- ※1 事故が生じた時のご契約の自動車の運転者が病院または診療所に救急搬送されたことにより、その運転者がご契約の自動車を移動させることができない状態を含みます。
- ※2 法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合を含みます。
- ※3 修理などでご契約の自動車を使用できない期間のレンタカー費用がお支払いの対象となります。ただし、お支払いの対象となる期間は事故発生日などの翌日から起算して1年以内にかぎります。
- ※4 「代車等諸費用特約(事故時30日型)」をセットした場合は30日(故障損害により走行不能となった場合は15日)を限度とし、「代車等諸費用特約(15日型)」をセットした場合は15日を限度とします。
- ※5 タクシー・レンタカーを利用した場合は1事故1台につき2万円限度となります。
- ※6 修理工場などへご契約の自動車を引き取るために要した往路1名分の交通費にかぎりお支払いの対象となります。

この特約により「ロードアシスタンス」の「宿泊移動サポート」のサービスメニューをご利用いただけます。
詳しくは「ご契約のしおり(約款)」に記載の「ロードアシスタンス利用規約」をご確認ください。

支払事例

1回の事故で総額25万円の支出が発生!

深夜に事故にあい交通手段もないため
近くのホテルに宿泊した

1泊の宿泊費用
1万円

事故翌日、
タクシーで帰宅した

移動費用
2万円

損傷が激しかったため
修理期間は30日間。
その間の代車を借りた

代車費用
7千円×30日間＝21万円

自宅から距離のある
修理工場に入庫していたため、
タクシーで車を取りに行った

引取費用
1万円

トラブル当日(宿泊・移動サポート)

修理中

修理後

宿泊費用

移動費用

代車費用

引取費用

保険会社が示談交渉できないもらい事故でも安心!

被害事故はもちろん、加害事故の場合でも弁護士に相談したい! **そんなときには…**

弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型) ⊕オプション

被保険者が負担された次の所定の費用をお支払いする特約です。

被害事故弁護士費用保険金

日常生活における偶然な事故(自動車事故を含みます。)により被保険者がケガなどをされた場合や自らの財物(自動車、家屋など)を壊された場合^{※1}に、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や、弁護士などへの法律相談・書類作成費用などを保険金としてお支払いします。

保険金額 被害事故弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき300万円限度
被害事故法律相談・書類作成費用保険金 1事故1被保険者につき10万円限度

刑事弁護士費用保険金

自動車を運転中の事故などにより、被保険者が他人にケガなどをさせた場合に、刑事事件(少年事件を含みます。)の対応を行うために支出された弁護士費用^{※2}や、弁護士などへの法律相談費用などを保険金としてお支払いします。

保険金額 刑事弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき150万円限度
刑事法律相談費用保険金 1事故1被保険者につき10万円限度

- ※1 業務に使用する財物については、自動車の被害事故および自動車の積載動産に対する所定の被害事故にかぎります。
- ※2 相手の方が死亡された場合または被保険者が逮捕もしくは起訴された場合にかぎりません。

- ご注意**
- お支払いの対象となる費用の認定は、約款に定める「弁護士費用保険金算定基準」に従い損保ジャパンが行います。弁護士費用等の合計額が保険金額(被害事故弁護士費用の場合は300万円、刑事弁護士費用の場合は150万円。)以内の場合であっても、着手金・報酬金等の項目ごとの支払限度額を超える金額については、自己負担になります。
 - 弁護士などへ委任を行う場合は、その委任契約の内容が記載された書面の提出により、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ることが必要となります。

弁護士費用特約(自動車事故限定型) ⊕オプション

「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」の被害事故弁護士費用保険金および被害事故法律相談・書類作成費用保険金をお支払いする場合を、自動車事故に限定した特約です。

ご注意 「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」と同時にセットすることはできません。

「日常生活・自動車事故型」と「自動車事故限定型」の違い

ご契約タイプ	お支払いの対象	日常生活における被害事故に関する損害賠償請求	自動車起因の被害事故に関する損害賠償請求	自動車運転中の対人加害事故に関する刑事事件の対応 ^{※1※2}
		被害事故弁護士費用保険金 300万円限度 被害事故法律相談・書類作成費用保険金 10万円限度		刑事弁護士費用保険金 150万円限度 刑事法律相談費用保険金 10万円限度
日常生活・自動車事故型		○	○	○
自動車事故限定型		×	○	○

- ※1 日常生活における刑事事件の弁護士費用等は補償の対象となりません。
- ※2 対人加害事故により被保険者が危険運転致死傷罪に処された場合は、その対人加害事故によって生じた損害に対しては、原則、保険金をお支払いしません。

弁護士費用特約をセットするメリット

弁護士費用特約をセットしていない場合

- 自身に過失が発生しない事故の場合、自ら相手と交渉しなければならない
- 弁護士に委任する場合には費用と手間がかかる

弁護士費用特約をセットしている場合

- 法律の専門家による的確なアドバイスを受けられる
- 示談交渉の代行によって、不利益な結果になるリスクを回避できる
- 保険金額内であれば費用を気にせず相談できる

いざというとき、助けてほしい! そんなときには…

ドラレコ特約(ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約) +オプション

ご契約の自動車に搭載されたドライブレコーダー※が事故による衝撃を検知したことにより信号を発した場合で、損保ジャパンがそれを受けて事故の事実を確認したときは、普通保険約款に定める「事故発生時の通知義務」が履行されたとみなすことなどを定める特約です。なお、この特約をセットしたご契約には、安全運転支援サービス「Driving! (ドライビング!)」が提供されます。

※損保ジャパンから貸与する当社オリジナルドライブレコーダーにかぎります。

- 【ご注意】**
- ご契約期間が1年以内のご契約またはご契約期間が1年を超える場合で1年未満の端月数がないご契約にかぎりセットすることができます。
 - ご契約者等が携帯電話(サービス利用可能なブラウザ機能、ショートメッセージ機能)を所有していない場合は、この特約をセットすることはできません。
 - ドライブレコーダーは、電源供給のためにご契約の自動車のシガーソケットを使用します。シガーソケットが使用できない場合、この特約をセットすることはできません。



約**20%**の事故削減効果

ドラレコ特約をセットしている契約は、セットしていない契約に比べて約20%の事故削減効果があります。(損保ジャパン調べ)

保険料算出に関する特約(運転特性反映型)

運転特性に応じて、損保ジャパンと締結する継続後のご契約※に走行特性割引を適用する特約です。

※この特約をセットしたご契約のご契約期間が1年を超える場合は、そのご契約の2年度目以降を含みます。

- 【ご注意】**
- 「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」をセットしたご契約に必ずセットされます。
 - ご契約の自動車に走行情報等を送信することができる損保ジャパン指定の車載機が搭載されており、走行情報等を損保ジャパンに提供することにご契約者が同意している場合にセットすることができます。なお、この場合は、「走行特性診断サービス」が提供されます。
 - 「走行特性割引」の詳細はP20をご確認ください。



原動機付自転車に乗っているときの補償もほしい! そんなときには…

ファミリーバイク特約 +オプション

記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが原動機付自転車※1を使用中などに生じた事故を補償する特約です。この特約には、人身傷害型と自損傷害型があります。

※1 道路運送車両法で定める「原動機付自転車」で、以下の車両をいいます。

- ・原動機の総排気量が125cc以下または定格出力が1キロワット以下の二輪車
- ・原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.6キロワット以下の側車付二輪または二輪以外の車両

なお、道路運送車両の保安基準(運輸省令)により、一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車に区分されます。



補償の対象 ご契約タイプ	相手への賠償		ケガの補償	
	人への賠償	自動車・物への賠償	自損事故 (電柱衝突など)	他の自動車との事故 (交差点での衝突など)
人身傷害型	対人賠償責任保険※2 ○	対物賠償責任保険※2 ○	人身傷害保険※2 ○	
自損傷害型			自損事故傷害特約※3 ○	×

※2 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車をご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の条件に従い、保険金をお支払いします。

※3 「自損事故傷害特約」の主な内容…死亡保険金(1,500万円)・医療保険金(入院日額：6,000円・通院日額：4,000円)

- 【ご注意】**
- 対人賠償責任保険および対物賠償責任保険を適用したご契約にかぎり、セットできます。ただし、人身傷害型の場合は、人身傷害保険を適用したご契約にのみセットできます。
 - 原動機付自転車自体に生じた損害は補償の対象となりません。
 - 借用中の原動機付自転車を使用中などの事故も補償の対象となります。
 - 「運転者限定特約」および「運転者年齢条件特約」は適用されません。
 - ご契約時に設定されたご契約の自動車の使用目的(「業務」「通勤・通学」「日常・レジャー」と異なる理由で原動機付自転車をご使用されていた場合も補償の対象となります。

積んでいた荷物が事故で破損! そんなときには…

車両積載動産特約 +オプション

盗難や偶然な事故などによりご契約の自動車に損害が生じ、その事故などによって自動車の室内・トランク内などに積載している動産に生じた損害に対して保険金額を限度に保険金をお支払いする特約です。

盗難の場合は、ご契約の自動車本体が盗難※にあわれたときにかぎり補償の対象となります。車上狙いなど積載中の動産のみ盗難にあわれた場合は、補償の対象外です。

※ご契約の自動車の一部分のみの盗難を除きます。

保険金額 1事故につき 30万円



他車運転特約 自動セット

借用中の自動車(自家用8車種にかぎります。以下同様とします。)を運転中※の事故について、借用中の自動車をご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の契約内容に従い、所定の保険金をお支払いする特約です。

※駐車または停車中を除きます。

- 【ご注意】**
- 「借用中の自動車」には、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主に使用する自動車は含まれません。
 - 車両事故が補償の対象となる場合は、借用中の自動車の時価額を限度に保険金をお支払いします。
 - 借用中の自動車の保険に優先してお支払いすることができます。

被害者救済費用特約 自動セット

ご契約の自動車の欠陥・第三者による不正アクセスなどにより人身事故または物損事故が発生した場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったことが確定したときに、被害者を救済するための費用をお支払いする特約です。

- 【ご注意】**
- 人身事故の場合は対人賠償責任保険の保険金額を限度とし、物損事故の場合は対物賠償責任保険の保険金額を限度とします。
 - 対人賠償責任保険または対物賠償責任保険を適用したご契約に必ずセットされます。

心神喪失等による事故の被害者損害補償特約 自動セット

ご契約の自動車の運転者等による心神喪失等により人身事故または物損事故が発生した場合で、運転者等に法律上の損害賠償責任がなかったことを損保ジャパンが認めるときに、被害者に生じた損害について、保険金をお支払いする特約です。

- 【ご注意】**
- 人身事故の場合は対人賠償責任保険の保険金額を限度とし、物損事故の場合は対物賠償責任保険の保険金額を限度とします。
 - 対人賠償責任保険または対物賠償責任保険を適用したご契約に必ずセットされます。

補償内容のチェックポイント

！ 補償重複にご注意ください

お客さまご自身およびご家族^{※1}が合計で2台以上の自動車保険をご契約する場合、次に記載の特約については補償が重複している可能性があるため、ご契約内容を見直すことにより保険料を節約できることがあります。
補償の重複に関するご注意は、P⑩をご確認ください。

【ご契約例】

父・母・同居のお子さま1人の3人家族で、
父と同居のお子さまが合わせて2台のお車をお持ちの場合



1台目

同居のお子さま



2台目

次の特約は、いずれかの自動車1台にセットすることで
この例の場合では父・母・同居のお子さまの家族全員が補償されます。^{※2}

人身傷害交通乗用具事故特約

▶ 保険金額が「無制限」以外の場合は、複数のご契約に「人身傷害交通乗用具事故特約」をセットすると車外の人身傷害事故については、お支払限度額が合算されて補償されます。

個人賠償責任特約

▶ 日本国外で発生した事故については、保険金額が1億円となるため、この特約を複数のご契約にセットされた場合は日本国外におけるお支払限度額が合算されて補償されます。
なお、自動車保険以外の保険契約で、同様の補償の加入がある場合は、補償が重複する可能性があります。

弁護士費用特約 (日常生活・自動車事故型) / (自動車事故限定型)

▶ この特約を複数のご契約にセットする場合は、お支払限度額が合算されて補償されます。1つのご契約におけるお支払限度額は、P⑩をご確認ください。

ファミリーバイク特約

▶ 主契約の対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険(「ファミリーバイク特約(人身傷害型)」の場合のみ)のいずれかの保険金額が「無制限」以外で、複数のご契約にこの特約をセットする場合は、主契約の保険金額が無制限以外の補償のお支払限度額が合算されて補償されます。

※1 「お客さまご自身およびご家族」とは、① 記名被保険者、② ①の配偶者、③ ①または②の同居のご親族、④ ①または②の別居の未婚のお子さまをいいます。
※2 記名被保険者によっては、被保険者の範囲が異なることがありますので、1台目と2台目以降のご契約の記名被保険者が異なる場合やご家族が別居された場合は被保険者の範囲にご注意ください。また、1台目のご契約のみ特約をセットしている場合は、そのご契約が解約となったときなどは補償がなくなることがありますので、2台目以降のご契約内容の見直しをおすすめします。

補償重複について
詳しくはこちらに
掲載しています。▶



各種割引制度のご説明

詳しい割引の適用条件や本ページに掲載していない割引、およびその他の注意事項についてはこちらをご確認ください。



安全運転割引 最大20%割引

▶ ご契約の等級が6(S)等級または7(S)等級で、事故有係数適用期間が0年の場合にかぎり、記名被保険者がスマートフォンアプリ「SOMPO Drive」の運転診断を実施したときは、その運転履歴に基づき算出された安全運転スコア[※]に応じて、右表のとおり「安全運転割引」として保険料を割引きます。

※ 損保ジャパンが有効と判断した走行時間が10時間以上であるなど、一定の条件を満たしている場合に、ご契約期間の初日または変更日の10日前から過去180日間の走行情報等に基づき、損保ジャパンが算出します。

等級 安全運転スコア	6(S)等級	7(S)等級	
	80～100点	20%	5%
	60～79点	12%	3%

走行特性割引 5%割引

▶ 「保険料算出に関する特約(運転特性反映型)」をセットしたご契約の運転特性計測期間^{※1}における運転特性スコア^{※2}が80点以上の場合は、損保ジャパンと締結する継続後のご契約^{※3※4}に対し、約款に定められた規定に従い「走行特性割引」として保険料を割引きます。

※1 運転特性スコア^{※2}を算出するために走行情報等を受領する期間をいい、約款に定める運転特性計測期間起算日の属する月の6か月前の月の末日から過去12か月間とします。ただし、「保険料算出に関する特約(運転特性反映型)」がセットされている期間にかぎります。
※2 損保ジャパンが有効と判断した走行時間が10時間以上であるなど、一定の条件を満たしている場合に、ご契約の自動車に搭載された損保ジャパン指定の車載機により取得した走行情報等に基づき、損保ジャパンが算出します。
※3 保険期間の初日が、継続前のご契約の満期日または満期日の翌日から起算して7日以内であることなど一定の条件があります。
※4 「保険料算出に関する特約(運転特性反映型)」をセットしたご契約のご契約期間が1年を超える場合は、そのご契約の2年度目以降を含みます。

【ご注意】 損保ジャパンが走行情報等を正常に取得できないなど、運転特性スコアを算出できない場合は、割引を適用できないことがあります。

65歳以上優良割引 3%割引

▶ ご契約の等級が20等級であり、かつ事故有係数適用期間が0年の場合で、ご契約期間の初日における記名被保険者の年齢が65歳以上であるときは「65歳以上優良割引」として保険料を割引きます。

【ご注意】 1. 運転者年齢条件が26歳以上補償もしくは35歳以上補償の条件でご契約された場合にかぎります。
2. ご契約期間の途中で記名被保険者の変更があった場合は、変更日における記名被保険者の年齢によって割引の適用可否を判定します。

ASV割引 9%割引

▶ ご契約の自動車がAEB(衝突被害軽減ブレーキ)を装備している自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)である場合は、「ASV割引」として保険料を割引きます。なお、ご契約期間の初日にご契約の自動車の型式に対応する割引適用終了日以前であるときにかぎりこの割引を適用します。割引適用終了日はその型式の自動車が発売された年度に「3年」を加算した年度の12月末日をいいます。

【ご注意】 型式ごとの損害率に応じた料率クラスを適用しない一部の改造車などの自動車には、この割引は適用されません。

新車割引

▶ ご契約の自動車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)で、ご契約期間の初日の属する月が自動車検査証などに記載の初度登録年月(または初度検査年月)から右表の期間の場合は、「新車割引」として保険料を割引きます。

※1 初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して、ご契約期間の初日の属する月までの期間をいいます。
※2 事故有係数適用期間が0年の場合に適用します。

【ご注意】 ご契約期間が1年を超えるご契約の場合、各保険年度の初日の属する月をご契約期間の始まる月として、保険年度ごとに割引の適用可否を判定します。なお、6(S)等級に対する割引率は初年度のみ適用します。

【自家用普通乗用車および自家用小型乗用車】

期間 ^{※1}	等級	割引率			
		対人	対物	人身	車両
25か月以内	6(S) ^{※2} 上記以外	34%	32%	41%	31%
26か月～49か月	6(S) ^{※2} 上記以外	7%	11%	17%	8%
		30%	12%	35%	22%
		4%	4%	16%	6%

【自家用軽四輪乗用車】

期間 ^{※1}	等級	割引率			
		対人	対物	人身	車両
25か月以内	6(S) ^{※2} 上記以外	32%	28%	42%	27%
26か月～49か月	6(S) ^{※2} 上記以外	5%	9%	18%	2%
		18%	14%	21%	16%
		2%	4%	15%	2%

Web証券割引 年間240円割引

▶ ご契約者が保険証券(または保険契約継続証)およびご契約のしおり(約款)の送付を不要とされ、ご契約内容等を損保ジャパン公式ウェブサイトでご確認いただく場合は「Web証券割引」として保険料を割引きます。なお、ご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、初年度のみこの割引を適用します。これにより削減された費用の一部を活用し、地域に寄り添った社会貢献活動「地域貢献プロジェクト」に取り組んでいます。

【ご注意】 ご契約の内容によっては、割引額が異なる場合や割引が適用できない場合があります。

ノンフリート多数割引 最大6%割引

▶ ご契約期間の初日において、ご契約者が次のいずれかの方を記名被保険者として2台以上の自動車を1保険証券でご契約される場合は、台数に応じて「ノンフリート多数割引」として保険料を割引きます。

・ご契約者
・ご契約者の配偶者
・ご契約者またはその配偶者の同居のご親族
・リース業者がご契約者となる場合はそのリースカーの借主、その配偶者またはそれらの方の同居のご親族

【ご注意】 複数の保険証券でご契約される場合でも、一定の条件を満たしたときは、この割引が適用されます。

ご契約台数	割引率
2台	3%
3台以上5台以下	4%
6台以上	6%



「地域貢献プロジェクト」
の詳細はこちら

ご契約条件の設定

「THE クルマの保険」は運転する方と自動車の使用目的に合わせて保険料が決まります。

運転者の限定・年齢条件

「運転者限定特約」、「運転者年齢条件特約」により、補償の対象となる運転者の範囲を限定することができ、保険料の負担を抑えることができます。

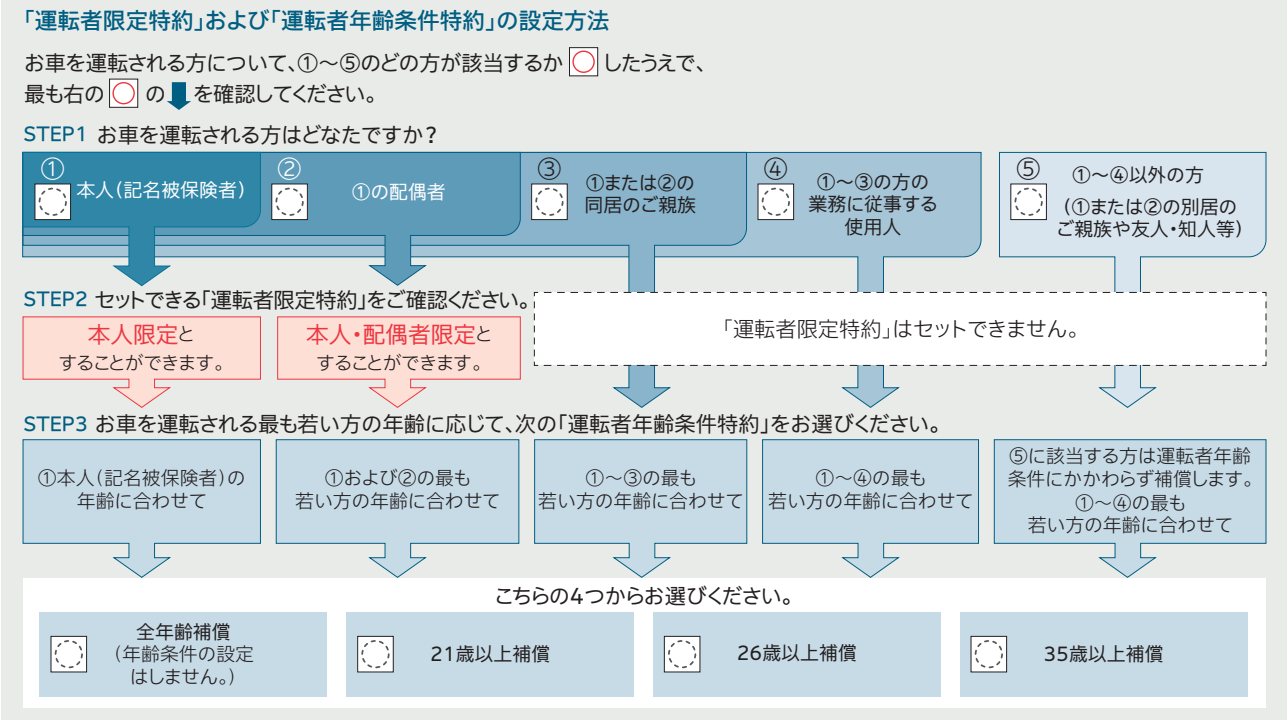
運転者限定特約

「運転者限定特約（本人または本人・配偶者）」をセットし運転する方を限定した場合は、限定された方がご契約の自動車を運転中の事故にかぎり、保険金をお支払いします。運転される方を限定することで、保険料を割引きます。

運転者年齢条件特約

運転者年齢条件（21歳以上補償、26歳以上補償、35歳以上補償）を設定した場合は、運転者年齢条件を満たす方がご契約の自動車を運転中の事故にかぎり、保険金をお支払いします。

限定する範囲	割引率			
	対人賠償責任保険	対物賠償責任保険	人身傷害保険	車両保険
本人限定	約9%	約7%	約12%	約7%
本人・配偶者限定	約7%	約5%	約10%	約5%



記名被保険者年齢別料率区分

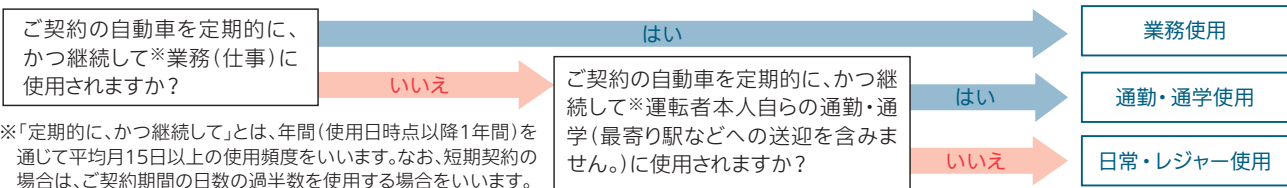
記名被保険者の年齢に応じた料率区分を設けています。ご契約期間が1年以下のご契約の場合は、「ご契約期間の初日における記名被保険者年齢」に基づき料率区分を適用し、ご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、「保険年度ごとの初日における記名被保険者年齢」に基づき料率区分を適用します。なお、ご契約期間の途中で記名被保険者を別の方に変更する場合は、「変更日時点での新記名被保険者の年齢」による料率区分を適用します。

運転者年齢条件	記名被保険者年齢別料率区分											
「全年齢補償」または「21歳以上補償」	23歳以下	24歳 └ 29歳	30歳 └ 39歳	40歳 └ 49歳	50歳 └ 54歳	55歳 └ 59歳	60歳 └ 64歳	65歳 └ 69歳	70歳 └ 74歳	75歳 └ 79歳	80歳 └ 84歳	85歳以上
「26歳以上補償」または「35歳以上補償」	29歳以下											

同一の年齢条件であっても、記名被保険者の年齢により、保険料が異なります。

【ご注意】 記名被保険者年齢別料率区分は保険料算出のための区分であり、補償の対象となる運転者の範囲を制限するものではありません。

自動車の使用目的は？



※「定期的に、かつ継続して」とは、年間（使用日時点を以降1年間）を通じて平均月15日以上の使用頻度をいいます。なお、短期契約の場合は、ご契約期間の日数の過半数を使用する場合をいいます。

運転免許証の色は？

ゴールド免許割引

ご契約期間の初日時点で、記名被保険者が保有している運転免許証の色がゴールドである場合は、運転者限定特約（本人）のセット有無に応じて「ゴールド免許割引」として保険料を割り引きます。また、運転免許証の更新手続きが可能な期間中にご契約期間の初日がある場合で、次のいずれかの条件を満たしているときは、運転免許証の色がブルーであっても「ゴールド免許割引」を適用します。

①運転免許証を更新すればゴールド免許を保有できるが、ご契約期間の初日時点で更新していない場合

②運転免許証を更新しなければゴールド免許を保有していたが、ご契約期間の初日時点で更新していた場合

運転者限定特約	割引率
本人限定	15%
本人・配偶者限定／なし	12%

保険料を決定する要素として、次の制度などがあります。

ノンフリート等級別料率制度

所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下（ノンフリート契約者）の場合は、1等級～20等級の区分、事故有係数適用期間により保険料が割引・割増されるノンフリート等級別料率制度を採用しています。

【ご注意】 ノンフリート等級別料率制度や割増率は将来変更となる場合があります。

事故有係数適用期間

事故があった場合に「事故有」の割増率を適用する期間（ご契約期間の初日における残りの適用年数）を示すものとして保険契約ごとに設定します。事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増率、事故有係数適用期間が1年～6年の場合は「事故有」の割増率を適用します。なお、事故有係数適用期間は、保険契約申込書、保険証券（または保険契約継続証）などでは「事故有期間」という略称を使用していることがあります。

1. 新たにご契約される場合

6（S）等級となり、右表の割増率が適用されます。2台目以降の自動車について新たに自動車保険をご契約される場合で、複数所有新規契約（セカンドカー割引）の適用条件をすべて満たすときは、7（S）等級からスタートします。また、事故有係数適用期間は0年となります。

等級	割増率
6（S）	3%割増
7（S）	38%割引

複数所有新規契約（セカンドカー割引）

自家用8車種の自動車を11等級以上でご契約されている方が、2台目以降の自動車（自家用8車種）を新たにご契約される場合で一定の条件を満たすときは、7（S）等級となり、上表の割増率が適用されます。新たにご契約される2台目以降のご契約の記名被保険者・車両所有者がいずれも個人であり、かつ次の表に該当することが条件となります。

記名被保険者	車両所有者
●1台目のご契約の記名被保険者 ●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者 ●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族	●1台目のご契約の車両所有者 ●1台目のご契約の記名被保険者 ●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者 ●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族

2. 継続してご契約される場合（他社からの切替契約を含みます。）

等級の決定方法について

ご契約期間が1年の場合は、ご契約期間中無事故であれば、次回のご契約の等級は1等級上がります。また、保険金をお支払いする事故があった場合、次回のご契約の等級は事故の内容や件数によって決定します（ご契約期間が1年以外のご契約の場合は取扱いが異なります。）。なお、保険金をお支払いする事故は3種類あり、次のとおり取り扱います。

事故の種類	等級の取扱い	事故の具体例
ノーカウント事故	右記の事故のみまたは右記の事故の組み合わせの場合は、事故の件数に数えませんが（等級は下がります。）。	・人身傷害保険事故 ・弁護士費用特約（日常生活・自動車事故型）／（自動車事故限定型）事故 ・ロードアシスタンス特約事故 ・個人賠償責任特約事故 ・ファミリーバイク特約事故 ・代車等諸費用特約（事故時30日型）／（15日型）事故 など
1等級ダウン事故	事故1件につき、1等級下がります。	・いたずらや盗難、飛び石により車両保険のみ支払われる事故 ・故障運搬時車両損害特約事故 など
3等級ダウン事故	事故1件につき、3等級下がります。	・ノーカウント事故および1等級ダウン事故に該当しない事故

詳しくはP④をご確認ください。

ご契約いただくお客さまへ

重要事項等説明書

この書面では、自動車保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)について説明しております。**ご契約前に必ずご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。**
なお、ご契約者と記名被保険者・車両所有者(車両保険を適用している場合)が異なる場合は、必ず記名被保険者・車両所有者の方にもこの書面をお読みいただきますようご契約者よりお伝えください。

契約概要	保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報	ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。
ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**などによって定められています。普通保険約款・特約などの詳細については、のマークに記載の項目も含め「ご契約のしおり(約款)」に記載されていますので、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://cdms.jp/sjnk/car/index.aspx)でご確認ください。
なお、「ご契約のしおり(約款)」を冊子でご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- (注1) 過去の事故の発生状況などによっては、ご契約条件について、ご契約者のご希望に沿えない場合があります。
- (注2) 所有・使用する自動車の総契約台数※が10台以上の場合は、「フリート契約」としてご契約いただく必要がありますので、該当する場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。
※ 他の保険会社(共済を除きます。)で契約している自動車を含みます。

用語のご説明

主な用語と略称のご説明は次のとおりです。その他の用語については、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

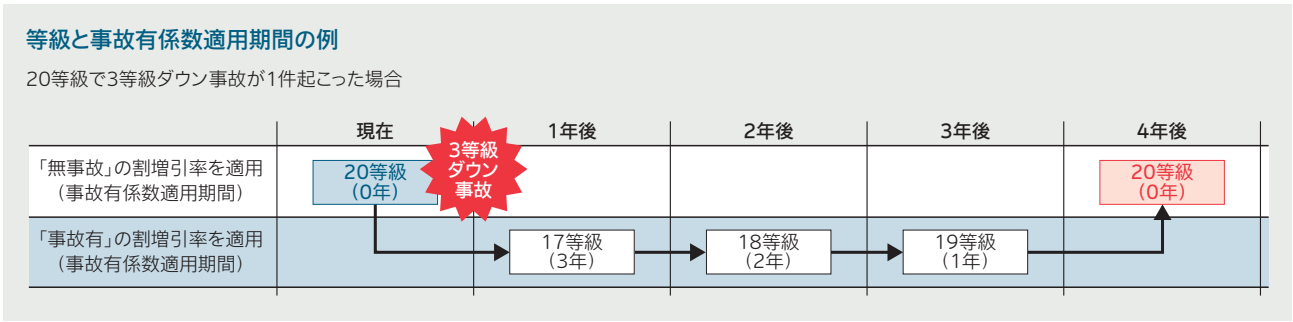
	用語	内容
き	記名被保険者	ご契約の自動車を主に使用される方で、保険証券(または保険契約継続証)などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。ドライバー保険の場合は、運転免許証(仮免許証を除きます。)をお持ちの方1名で、保険証券などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
	業務専用車	プライベートや通勤・通学には一切使用せず、業務にのみ使用する自動車をいいます。
こ	ご契約者〔保険契約者〕	ご契約の当事者として、保険契約の締結や保険料のお支払いなど、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方で、保険証券(または保険契約継続証)などの保険契約者欄に記載されている方をいいます。
	ご親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族のことをいいます。
し	自家用8車種	次の用途車種をいいます。 ①自家用普通乗用車 ②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車 ④自家用小型貨物車 ⑤自家用軽四輪貨物車 ⑥自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下) ⑦自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下) ⑧特種用途自動車(キャンピング車)
	自己負担額	保険金をお支払いする事故が生じた場合に、ご契約者または被保険者に自己負担いただく額をいいます。
と	同居	生活の本拠地として同一家屋※に居住していることであり、同一生計や扶養関係の有無は問いません。 ※ 同一家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものをいいます。ただし、台所などの生活用設備を有さない「はなれ」、「勉強部屋」などは同一家屋として取り扱います。 【別居として取り扱う例】 ・マンションなどの集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合(賃貸・区分所有の別を問いません。) ・同一敷地内であるが、別家屋で居住している場合(生計の異同を問いません。) ・単身赴任の場合 ・就学のために下宿しているお子さま(住民票記載の有無は問いません。) ・二世帯住宅で、建物内部で行き来ができず、各世帯の居住空間の区分が明確な場合

	用語	内容
と	特約	普通保険約款の内容を補充・変更・削除・追加する内容を定めたものをいい、ご契約の内容により必ずセットされるもの(自動セット)と、ご希望によりセットできるもの(オプション)があります。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方※1および同性パートナー※2を含みます。 ※1 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 ※2 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含まれます。
ひ	被保険者	保険契約の補償の対象になる方をいいます。
ふ	普通保険約款	ご契約いただいた保険契約の標準的なご契約内容などを定めたものをいいます。
ほ	保険金	自動車事故により損害が生じた場合などに、保険会社が被保険者または保険金請求権者にお支払いする補償額のことをいいます。
	保険金額	保険金をお支払いする事故が生じた場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことをいいます。
	保険料	ご契約いただく保険契約の内容に応じて、ご契約者にお支払いいただく金銭のことをいいます。
み	未婚のお子さま	これまでに婚姻歴がないお子さまをいいます。
よ	用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき損保ジャパンが定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車等の区分をいいます。 (注)ダンプ装置がある場合などは、自動車検査証などの記載内容と同一であるとはかぎりません。

適用する割増引率について	継続前のご契約の事故の有無・事故の種類に応じて次の割増引率を適用します。 事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増引率、1年～6年の場合は「事故有」の割増引率を適用します。
--------------	---

		割増				割引															
等級		1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率(%)	無事故	108	63	38	7	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
	事故有							14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51

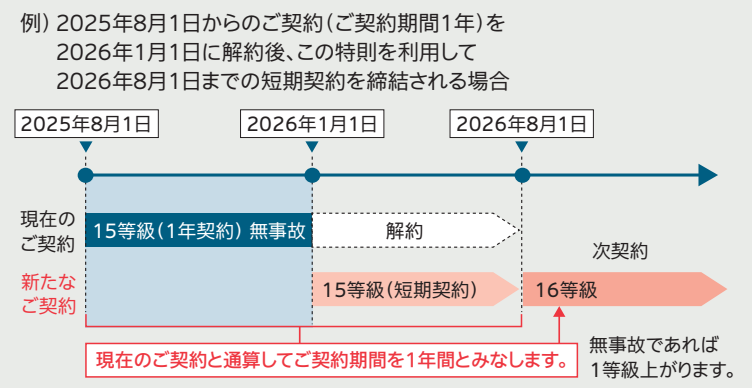
事故有係数適用期間について	事故有係数適用期間については、継続前のご契約の事故有係数適用期間に応じて次のとおり取り扱います。ただし、6年を上限とし、0年を下限とします。 ・継続前のご契約の事故有係数適用期間が1年～6年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して「1年」を引いた後に、3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。 ・継続前のご契約の事故有係数適用期間が0年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。
---------------	--



ノンフリート保険期間通算特則

現在のご契約※をご契約期間の途中で解約し、解約日から解約したご契約のご契約期間の初日の応当日までの短期契約を締結する場合、解約前後のご契約のご契約期間を1年とみなして、次契約(損保ジャパンでご契約の場合にかぎり)の等級および事故有係数適用期間を決定します。
※この特則を適用しているご契約は除きます。

【ご注意】
この特則の適用に際しては、一定の条件があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



ご契約の更新時には、更新手続き漏れをサポート！

ご契約更新時のサポート

安心更新サポート特約 自動セット

長期のお出かけなどで、万が一ご契約の更新手続きをすっかり忘れてしまった場合でも、補償が途切れることのないように、ご契約を自動更新する機能がセットされています。

ご契約の更新の際に万が一ご契約者とご連絡がとれない場合は、通知締切日(満期日)までに取扱代理店もしくは損保ジャパンまたはご契約者のいずれかからご契約を更新しない旨のお申出がないかぎり、前年と同等条件※で自動的にご契約を更新します。更新を希望されない場合は、通知締切日(満期日)までに必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

※ご契約内容により、ご契約条件を一部変更させていただく場合があります。

【ご注意】 明細付契約など一部対象外となるご契約があります。
また、ご契約内容の変更などにより、ご契約期間の途中で「安心更新サポート特約」の適用対象外となる場合があります。

1. 契約締結前におけるご確認事項

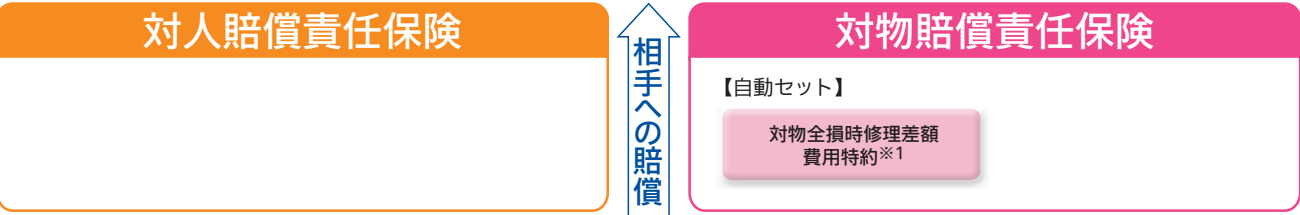
(1) 商品の仕組み

契約概要

「約款とは」「THE クルマの保険の補償内容」「SGPの補償内容」「ドライバー保険の補償内容」

THE クルマの保険(個人用自動車保険)およびSGP(一般自動車保険)の基本となる補償、必ず
セットされる【自動セット】、ご希望によりセットすることができる【オプション】は次のとおりです。
なお、ドライバー保険については、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

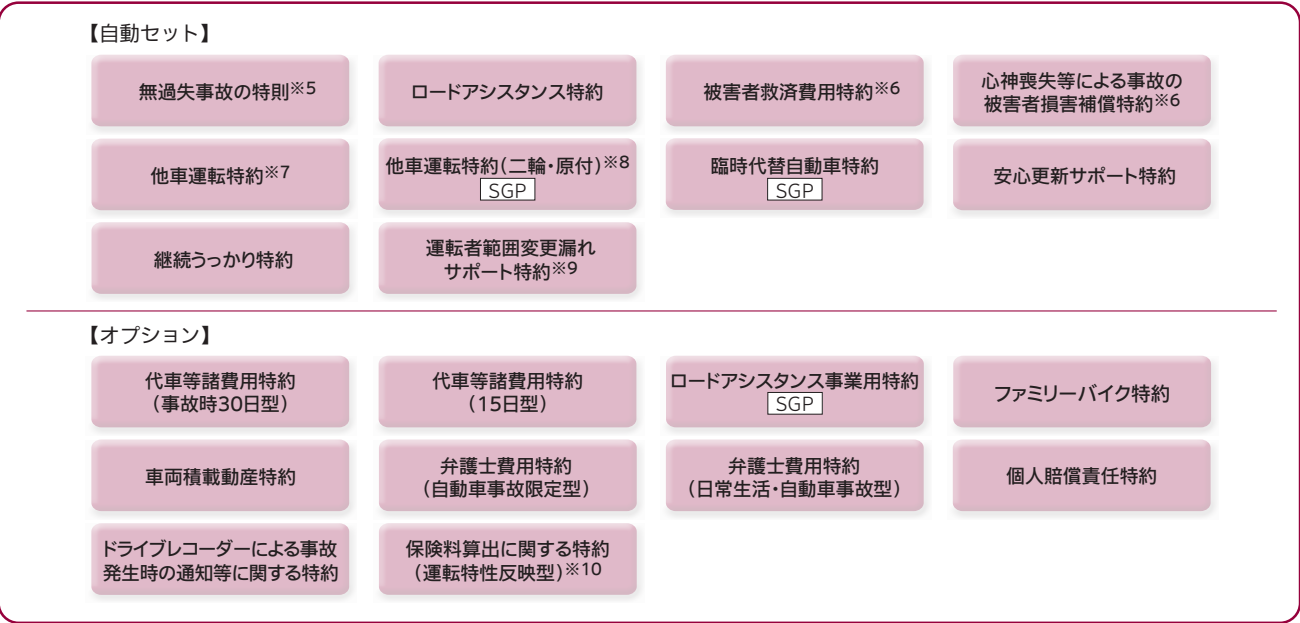
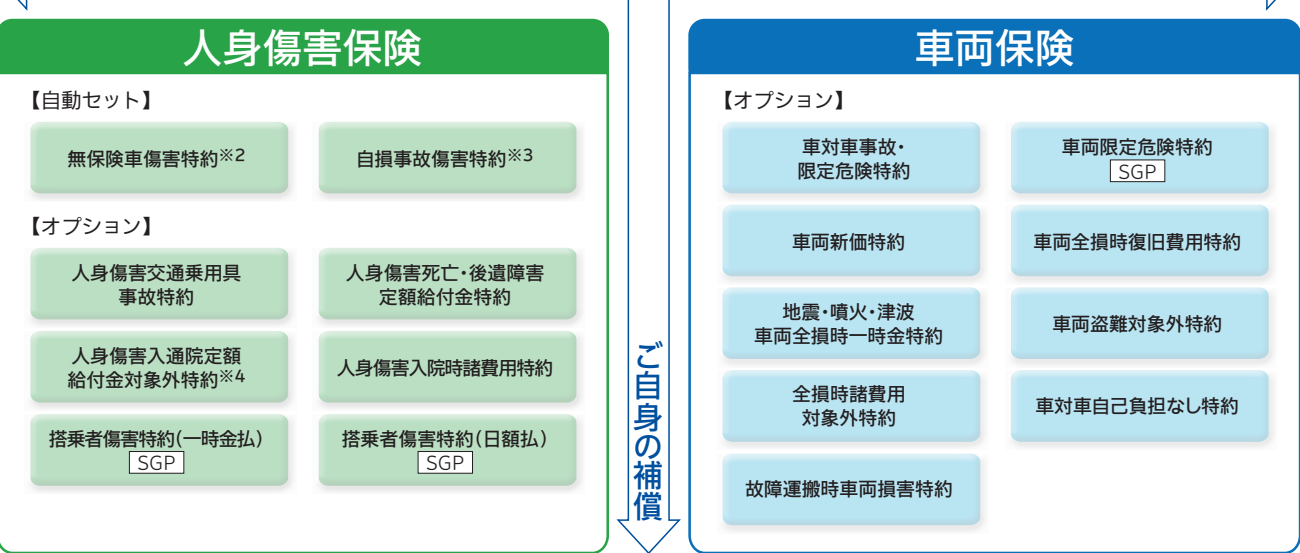
SGP…SGPのみ対象



相手への賠償

人の損害

お車・物の損害



※1 記名被保険者が法人の場合、またはご契約の自動車の用途車種が二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車の場合はオプションとなります。

※2 対人賠償責任保険を適用したご契約に必ずセットされます。なお、記名被保険者が法人の場合またはフリート契約の場合は、セットしないことができます。人身傷害保険で保険金をお支払いできる場合は、その金額を超過した部分についてのみ、この特約から保険金をお支払します。

※3 対人賠償責任保険を適用したご契約に必ずセットされます。ただし、人身傷害保険が適用されている場合を除きます(人身傷害保険で補償されます。)。なお、記名被保険者が法人の場合またはフリート契約の場合は、セットしないことができます。

※4 人身傷害保険を適用しているSGPに、「搭乗者傷害特約(日額払)」をセットする場合は、必ずセットされます。

※5 一定の条件を満たすときは、次契約の等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特則です。

※6 対人賠償責任保険または対物賠償責任保険を適用したご契約に必ずセットされます。

※7 用途車種が自家用8車種の場合に必ずセットされます。ただし、記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者を設定しているご契約にかぎりません。

※8 用途車種が二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車の場合に必ずセットされます。ただし、記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者を設定しているご契約にかぎりません。

※9 THE クルマの保険(SGPの場合は記名被保険者が個人で、用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車のいずれかの場合)に必ずセットされます。ただし、「運転者限定特約」または「運転者年齢条件特約」がセットされた保険契約にかぎりません。

※10 「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」をセットしたご契約に必ずセットされます。また、ご契約の自動車に走行情報を送信することができる損保ジャパン指定の車載機が搭載されており、走行情報等を損保ジャパンに提供することに利用対象者が同意している場合にセットすることができます。

(2) 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

「THE クルマの保険の補償内容」「SGPの補償内容」「ドライバー保険の補償内容」

①基本となる補償内容

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いすることができない主な場合は次表のとおりです。

対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険のいずれかを必ずご契約いただきます。また、人身傷害保険のみをご契約いただくことはできません。

ドライバー保険については、「ご契約の自動車」を「借用自動車」※1と読み替えます。

○…ご希望により適用します ×…適用できません

基本的な補償	THE	SGP	ドライバー	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いすることができない主な場合	
相手への賠償	対人賠償責任保険	○	○	○	ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害 ・次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害 ①記名被保険者 ②ご契約の自動車を運転中の方またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま ③被保険者のご父母、配偶者またはお子さま ④被保険者の業務(家事を除きます。以下同様とします。)に従事中の使用人 ⑤被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人(被保険者がご契約の自動車をその使用者の業務に使用している場合にかぎりません。)。ただし、ご契約の自動車の所有者および記名被保険者が個人の場合は、記名被保険者が被った損害については補償されません。 ・台風、洪水、高潮によって生じた損害 など	
		○	○	○	ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害 ・次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合に、それによって被保険者が被った損害 ①記名被保険者 ②ご契約の自動車を運転中の方またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま ③被保険者またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま ・台風、洪水、高潮によって生じた損害 など	・地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害 ・ご契約の自動車を競技もしくは曲技(その練習を含みます。)のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害 など
		○	○	○	ご契約の自動車に搭乗中※5の方などが自動車事故※6により亡くなられた場合や、ケガをされた場合に生じる逸失利益や治療費などについて、1回の事故につき被保険者1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。	・被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた傷害 ・無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により、その本人に生じた傷害 など
自身の補償	人身傷害保険	○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○
お車の補償	車両保険	○	○	×	盗難※7や偶然な事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。	・ご契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方などの故意または重大な過失によって生じた損害 ・ご契約の自動車に存在する欠陥、摩滅、腐し、さび、その他の自然消耗 ・故障損害 ・付属品(カーナビゲーションシステム、ETC車載器など)のうちご契約の自動車に定着されていない物の単独の損害(火災を除きます。) ・タイヤの単独損害(火災、盗難を除きます。) ・法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損害 ・無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により生じた損害 など
		○	○	×	盗難※7や偶然な事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。	

※1 「借用自動車」とは、記名被保険者がその使用について正当な権利を有する者の承諾を得て使用または管理中の自動車であって、かつその用途車種が自家用8車種、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車であるものをいいます。ただし、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者の同居のご親族が所有する自動車および記名被保険者が役員となっている法人の所有する自動車(所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。)を除きます。

※2 損保ジャパンの同意を得て支出された費用にかぎりません。

※3 対人賠償責任保険、対物賠償責任保険もしくは車両保険(「リースカーの車両費用特約」を含みます。)のいずれかのみを適用する場合、または、対人賠償責任保険および対物賠償責任保険のみを適用する場合を除き、人身傷害保険が必ず適用されます。

※4 対人賠償責任保険が適用されている場合にかぎり適用できます。

※5 車両所有者がご契約の自動車にひかれた場合など、搭乗中以外の事故も一部補償されます。

※6 ご契約の自動車の運行によって生じた事故や運行中の飛来中・落下中の他物との衝突などをいいます。

※7 ご契約の自動車が二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車の場合
は、盗難により生じた損害は補償されません。

(注1) 補償ごとに被保険者の範囲が異なります。

(注2) ドライバー保険は、保険金をお支払いすることができない主な場合について一部取扱い
が異なる場合がありますので、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

②保険金額の設定 契約概要

保険金額の設定については、補償内容ごとに決めていただくものとあらかじめ定められている
ものがあります。

補償内容ごとの保険金額は、保険契約申込書などの保険金額欄でご確認ください。

③自己負担額 注意喚起情報

対物賠償責任保険および車両保険は、自己負担額を設定することができます。

なお、車両保険の自己負担額の設定は次のいずれかの方式からお選びいただけます。また、
定額方式の場合で一定の条件を満たすときは、「車対車自己負担なし特約」をセットするこ
とができます。ご契約の自己負担額は、保険契約申込書などの自己負担額欄でご確認ください。

●定額方式(2回目以降の事故に適用される自己負担額が1回目の事故に適用される自己負
担額と同額である方式)

●増額方式※(2回目以降の事故に適用される自己負担額が1回目の事故に適用される自己負
担額より高額となる方式)

※ ご契約期間が1年を超えるご契約においては、保険年度ごとに車両保険事故の回数を数え
ます。

④主な特約の概要 契約概要

THE クルマの保険およびSGPの主な特約の概要は次のとおりです。

●人身傷害交通乗用具事故特約【オプション】

人身傷害保険で補償の対象となる事故を「ご契約の自動車に搭乗中の事故」だけでなく「他
の自動車※に搭乗中の事故」や「自動車以外の交通乗用具※に搭乗中の事故」、「歩行中の自
転車との衝突事故などの交通乗用具事故」に拡大する特約です。

※ 記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主として使用す
る自動車を含まないなど、一定の条件があります。

(注1) 交通乗用具とは、自動車、移動用小型車、遠隔操作型小型車(搭乗装置のあるものにか
ぎります。)、自転車、車椅子、ベビーカー、歩行補助車(原動機を用い、かつ搭乗装置の
あるものにかぎります。)、電車、ロープウェー、航空機、船舶、エレベーター、エスカレー
ター、動く歩道等をいいます。なお、キックボード(電動キックボードを除きます。)、スケー
トボード、三輪以上の幼児用車両、遊園地等で遊戯用に使用される乗り物等は含まれま
せん。

(注2) この特約で補償の対象となる事故は、交通乗用具の運行によって生じた事故や運行中
の、飛来中・落下中の他物との衝突などとなります。

(注3) この特約により拡大した補償範囲の事故で補償を受けられる被保険者は、記名被保険
者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまにかぎります。

(注4) 自動車事故以外の事故の場合で、賠償義務者(被保険者の被った損害に対する法律上
の損害賠償責任を負う方をいいます。))がない、または確認できないときは、入院院定
額給付金および約款に定める「損害額算定基準」のうち「第1 傷害による損害」の「休業
損害」「精神的損害」はお支払いの対象外となります。

(注5) 記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者を設定しているご契約にのみセットするこ
とができます。

●車対車事故・限定危険特約【オプション】

車両保険のお支払対象となる事故の範囲を限定する特約です。

＜車両保険のご契約タイプと補償範囲＞ ○…補償の対象 ×…補償の対象外

ご契約タイプ	事故例	ご契約の自動車以外の 自動車との衝突	盗難	火災・台風・ 竜巻	いたずら・ 物の飛来	動物との 衝突・接触	あて逃げ	単独事故
一般条件		○	○	○	○	○	○	○
車対車事故・限定危険		○	○	○	○	○※	○	×

※ 人との衝突または接触によって生じた損害は補償されません。

(注) ご契約の自動車が二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車の場合
は、盗難により生じた損害は補償されません。

●地震・噴火・津波車両全損時一時金特約【オプション】

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損
害が生じた場合やご契約の自動車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座
面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(車両保
険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。

(注1) この特約の保険金をお支払いした場合であっても、ご契約の自動車の所有権は損保ジャ
パンに移転しません。

(注2) この特約は、車両保険を適用したご契約にセットすることができます。
ただし、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車など一部の自動車
のご契約にはセットできません。

⑤主な付帯サービス 契約概要

ロードアシスタンスのサービスメニューとして「レッカーけん引」、「応急処置」、「宿泊移動サポ
ート」、「燃料切れ時の給油サービス」をご利用いただけます。なお、「宿泊移動サポート」は「ロ
ードアシスタンス事業用特約」または「代車等諸費用特約(事故時30日型)」「代車等諸費用特約
(15日型)」がセットされているご契約にかぎり対象となります。ドライバー保険については、
本サービスの対象外となります。

⑥補償の対象となる運転者の範囲 契約概要 注意喚起情報

補償の対象となる運転者は「運転者限定特約」、「運転者年齢条件特約」により、範囲を限定するこ
とができます。ご契約の自動車を運転される方の範囲にあわせて、補償の対象となる運転者の
範囲を設定してください。なお、SGPの場合は、運転者の範囲を設定できる用途車種・ご契約内
容が限定されます。ドライバー保険については、次の特約は対象外となります。

●運転者限定特約

「運転者限定特約(本人)※」または「運転者限定特約(本人・配偶者)」をセットし運転する方
を限定した場合は、限定された方がご契約の自動車を運転中の事故にかぎり、保険金をお支
払いします。

※ THE クルマの保険のみ対象となります。

●運転者年齢条件特約

運転者年齢条件(21歳以上補償、26歳以上補償、35歳以上補償※)を設定した場合は、運転者
年齢条件を満たす方がご契約の自動車を運転中の事故にかぎり、保険金をお支払いします。

※ THE クルマの保険のみ対象となります。

(注) ご契約の自動車が一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車の場合は、21歳以上
補償のみ選択できます。

○…補償の対象 ×…補償の対象外

運転者限定特約	運転者の範囲			
	① 記名被保険者	② ①の配偶者	③ ①または②の同居の ご親族	④ ①～③以外の方
なし	○	○	○	○
本人・配偶者限定	○	○	×	×
本人限定	○	×	×	×

運転者年齢条件特約	運転者年齢条件が適用されます。	運転者年齢条件が 適用されません※。
-----------	-----------------	-----------------------

※ ④の方であっても、①から③のいずれかの方の業務に従事する使用人の場合は、その方も
含めて運転者年齢条件を設定してください。

⑦ご契約期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

ご契約期間は1年間です。ただし、所定の要件を満たす場合は、1年超の長期契約や1年未満の
短期契約もご契約いただくことができます。

ご契約による補償は、ご契約期間の初日の午後4時(保険契約申込書などにこれと異なる時刻
が記載されている場合はその時刻)に開始し、満了する日の午後4時に終了します。

(3) 保険料の主な決定の仕組みと支払方法等 保険料の主な決定要素と払込方法・支払方法等

①保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は補償内容、運転者の範囲、ご契約の自動車の用途車種、使用目的※¹のほかに、主に次
の要素により決定されます。お客さまが実際にご契約いただく保険料については、保険契約申込
書の保険料欄でご確認ください。ドライバー保険については、一部取扱いが異なる場合がありま
すので、「ご契約のしおり(約款)」の「保険料の主な決定要素と支払方法等」をご確認ください。

ノンフリート等級別料率制度	●所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下(ノンフリート契約)の場合は、1等級～20等級の区分、事故有係数適用期間※ ² により保険料が割引・割増される制度を採用しています。ご契約の際には、等級および事故有係数適用期間が正しいかご確認ください。
	●新たにご契約いただく場合は6(S)等級となります。また、事故有係数適用期間は0年となります。
	●11等級以上のご契約※ ³ に既に加加入されている方が、2台目以降の自動車を新たにご契約になる場合で一定の適用条件を満たすときは、複数所有新規契約(セカンドカー割引)として、7(S)等級が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。
	記名被保険者年齢別料率
	「THE クルマの保険の場合」、または「SGPで記名被保険者を個人、かつ運転者年齢条件を26歳以上補償に設定している場合」は、記名被保険者の年齢に応じた料率区分を適用します。ご契約期間が1年以下の場合は、「ご契約期間の初日における記名被保険者年齢」に基づき料率区分を適用し、ご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、「保険年度ごとの初日における記名被保険者年齢」に基づき料率区分を適用します。なお、ご契約期間の途中で記名被保険者を別の方に変更する場合は、「変更日時点での新記名被保険者の年齢」による料率区分を適用します。
型式別料率クラス制度	自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)の保険料体系は、車両・対人賠償・対物賠償・傷害の補償内容ごとの「型式別料率クラス制度(普通・小型は1～17クラス、軽四輪は1～7クラス)」により細分化され、自動車の型式ごとの事故の実績を反映するものとなっています。この料率クラスは、過去の事故の実績により損害保険料率算出機構が決定し、毎年1回見直しを行っています。お客さまご自身に事故がなく、補償内容が前年と同一の場合でも、料率クラスが上がると、保険料は前年より高くなる場合があります。
各種割引	ご契約の自動車・ご契約条件によって、割引が適用されます。
	ゴールド免許割引※ ¹
	65歳以上優良割引※ ¹
	新車割引
	エコカー割引
沖縄料率	福祉車両割引
	ASV割引
	安全運転割引
	走行特性割引
	ノンフリート多数割引
各種割引	複数所有新規契約(セカンドカー割引)
	Web証券割引
	以下に該当するケースは沖縄料率を適用します。
	・ご契約の自動車の登録番号標(軽自動車および二輪自動車の場合は、車両番号標)の管轄運輸支局名が「沖縄」または「沖」
	・標識交付証明書が発行されるご契約の自動車の場合、標識番号を交付した市区町村が沖縄県内に所在する
	・ご契約の自動車が構内専用車、外務省登録自動車の場合、主として使用する地域が沖縄県上記いずれにも該当しない場合は、本土料率を適用します。

※¹ THE クルマの保険のみ対象となります。

※² 事故があった場合に「事故有」の割増引率を適用する期間(ご契約期間の初日における残りの適用年数)を示すものとして保険契約ごとに設定します。事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増引率、事故有係数適用期間が1年～6年の場合は「事故有」の割増引率を適用します。

※³ 損保ジャパンで契約されたご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、取扱いが異なる場合があります。

②保険料の支払方法・払込期日

契約概要

注意喚起情報

主な保険料の支払方法は次表のとおりです。お客さまのご希望に沿った支払方法をご選択ください。ただし、ご契約の内容によりご選択いただけない支払方法がありますので、詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

主な支払方法	概要	払込方法	割引	払込期日※1
口座振替	保険料を口座振替によりお支払いいただく方法です。	一括払	5%	ご契約期間の初日の属する月の翌月の金融機関所定の振替日※3(分割払の場合は、以降毎月※4の振替日)
		分割払	—※2	
クレジットカード	保険料をクレジットカードによりお支払いいただく方法※5です。	一括払	5%	ご契約期間の初日の属する月の翌月末日(分割払の場合は、以降毎月※4の末日)※6
		分割払	2%※2	
請求書	ご契約後、ご契約者にお渡し、または送付する請求書※7で、銀行振込により保険料をお支払いいただく方法です。	一括払	5%	ご契約期間の初日の属する月の翌月末日(分割払の場合は、以降毎月の末日)
		分割払	—※2	
払込票	ご契約後、ご契約者に送付する払込票※7を、ゆうちょ銀行(郵便局)、損保ジャパン所定のコンビニエンスストアまたはPay-easy(ペイジー)利用可能な銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫などにお持ちいただき保険料をお支払いいただく方法です。	一括払	5%	ご契約期間の初日の属する月の翌月末日

※1 ご契約を締結される申込日などによって異なる場合がございます。詳しくは保険証券(または保険契約継続証)をご確認ください。

※2 一定の条件を満たすご契約の場合は5%割引となります。

※3 原則26日(一部の金融機関は27日となる場合があります。)となります。なお、払込期日が金融機関の休業日に該当し、保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

※4 ご契約期間が1年を超えるご契約の場合で、年払でご契約いただいたときは、ご契約期間の初日の属する月の翌月の毎年の応当月とします。

※5 ご契約者が個人の場合は、ご契約者、その配偶者、またはこれらのご親族名義のクレジットカードにかぎります。ご契約者が法人の場合は、原則としてご契約者と同一名義のクレジットカードとします。ご契約手続き時にクレジットカード情報をご登録いただいていない場合は、ご契約後にご契約者に送付する登録はがきにより、ご自身でクレジットカード情報をご登録いただく必要があります。なお、登録はがきは保険証券(または保険契約継続証)とは別にお届けします。

※6 クレジットカード会社からお客さまへの請求スケジュールはクレジットカード会社により異なります。

※7 払込票、請求書は保険証券(または保険契約継続証)とは別にお届けします。

(注) お客さまの勤務先または所属する団体などを通じて集金する団体扱や集団扱もありますが、ご加入には一定の条件があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③保険料の不払い時の取扱い

注意喚起情報

払込猶予期間(保険料のお支払いがなかったことが故意による場合などを除き、保険料払込期日の属する月の翌々月の末日※1までの期間)中に所定の保険料(分割払の場合は分割保険料)のお支払いがない場合は、払込期日の翌日以降に発生した事故(初回保険料の場合は、ご契約期間の初日以降に発生した事故)に対しては保険金をお支払いできません※2。

また、払込猶予期間中に保険料をお支払いいただけない場合は、ご契約を解除させていただきます。

※1 ドライバー保険の場合、「保険料払込期日の属する月の翌々月の25日」となります。

※2 前契約の「安心更新サポート特約」の定めにより締結された継続契約で、所定の条件を満たす場合は取扱いが異なります。

(注) 団体扱、集団扱などのご契約は上記と取扱いが異なります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(4)満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

(5)補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

次表の特約がセットされたご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、廃車等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞	
今回ご契約いただく特約	補償が重複する例
個人賠償責任特約	2台目以降の自動車保険、火災保険、傷害保険、UGOKU※1の個人賠償責任特約など
人身傷害交通乗用具事故特約	2台目以降の自動車保険の人身傷害交通乗用具事故特約※2、UGOKU※1の人身傷害交通乗用具事故保険(自動車運転中対象外)など
弁護士費用特約(自動車事故限定型) 弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)	2台目以降の自動車保険の弁護士費用特約(自動車事故限定型)または弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)、傷害保険の弁護士費用特約、UGOKU※1の弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)など
ファミリーバイク特約	2台目以降の自動車保険のファミリーバイク特約

※1 「UGOKU」はドライバー保険に「移動保険に関する特約」をセットした契約のペットネームです。

※2 2021年12月31日以前始期契約は「人身傷害車外事故特約」に読み替えます。

2. 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(保険契約申込書等の記載上の注意事項)

注意喚起情報

ご契約者または記名被保険者(車両保険の補償を受けられる方を含みます。)には、ご契約時に告知事項について事実を正確にお申し出いただく義務があります。告知事項については、保険契約申込書などにおいて★印または☆印をつけていますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【主な告知事項】

告知義務と告知事項

記名被保険者・生年月日	ご契約の自動車を主に使用される方を記名被保険者としてください。補償の対象となる方の範囲を決めるための重要事項となります。また、記名被保険者の生年月日もお知らせください。記名被保険者の年齢によって、保険料が異なる場合があります。	
記名被保険者の運転免許証の色(THE クルマの保険のみ対象)	ご契約期間の初日時点で、記名被保険者が保有されている運転免許証の色をご確認ください。運転免許証の色がゴールドである場合は、保険料を割り引きます。	
ご契約の自動車の使用目的(THE クルマの保険のみ対象)	次の基準をもとに使用目的を設定してください。ご契約の自動車の使用目的により保険料が異なります。	
	使用目的の区分	基準
	業務使用	ご契約の自動車を定期的に、かつ継続して業務(仕事)にも使用する場合
	通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、ご契約の自動車を定期的に、かつ継続して運転者本人自らの通勤・通学(最寄り駅などへの送迎を含みません。)にも使用する場合
	日常・レジャー使用	「業務使用」、「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合
	(注)「定期的に、かつ継続して」とは、年間(使用日時点で1年間)を通じて平均月15日以上の使用頻度をいいます。 なお、短期契約の場合は、ご契約期間の日数の過半数を使用する場合をいいます。	
前契約の有無、事故の有無・件数	ご契約期間の初日から過去13か月以内に自動車保険契約※が締結されていた場合やそのご契約期間中に事故があった場合はお知らせください。等級および事故有係数適用期間を決めるための要素となります。 ※ 損保ジャパン以外の保険会社の自動車保険契約、またはJA共済、全労済、全自共などの一部の自動車共済契約を含みます。	

(2) クーリングオフ(クーリングオフ説明書)

注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約の場合は、ご契約のお申込み後であっても、次表のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

お申出できる期間	クーリングオフは、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。 ご契約を申し込まれた日 本書面を受領された日	
お手続き方法	クーリングオフのお申出をされる場合は、上記期間内に必ず損保ジャパンの本社に郵便ではがきを送付(8日以内の消印有効)または損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)経由(8日以内の発信日有効)でご通知ください。	
お申出を受付できない場合	取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。	
宛先およびご通知いただく事項(記入例)	東京都新宿区西新宿 1-26-1 損害保険ジャパン株式会社 クーリングオフ受付デスク(本社)行 次のご保険契約をクーリングオフします。 ・ご契約者住所 氏名 ⑥ 電話番号 ・申込年月日 ・保険種類 ・証券番号※1 または領収証番号※2 ・取扱代理店・仲立人名	※1 保険契約申込書控に記載してあります。 ※2 証券番号が不明な場合のみご記入ください。 領収証の右上に記載があります。
お支払いになった保険料の取扱い	クーリングオフのお申出をされた場合は、既にお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しします。また、損保ジャパンおよび取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。ただし、ご契約期間の開始日以降にクーリングオフのお申出をされる場合は、ご契約期間の開始日(開始日以降に保険料をお支払いいただいたときには、損保ジャパンが保険料を受領した日)からクーリングオフのお申出までの期間に相当する保険料を、日割でお支払いいただくことがあります。	
クーリングオフができないご契約	・ご契約期間が1年以内のご契約 ・営業または事業のためのご契約 ・法人または社団・財団等が締結したご契約 ・質権が設定されたご契約 ・保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約 ・「通販特約」により申し込まれたご契約	

(3) サービス利用規約について

契約概要

- ①「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」をセットする場合
「ドライビング!」利用規約」をご確認のうえ、お申し込みください。
- (注1) 貸与端末の破損・故障などにより損保ジャパンより代替端末を送付した場合またはこの特約の削除などを行った場合は、利用対象者より指定の期日までに損保ジャパンに端末をご返却いただく必要があります。
- (注2) 端末の返却が指定の期日を超過した場合、利用対象者の責に帰すべき理由により端末を返却できない場合または破損・故障などが発生した場合は、違約金が発生します。
- ② ご契約の自動車に走行情報等を送信することができる損保ジャパン指定の車載機が搭載されており、コネクティッドカーとして「保険料算出に関する特約(運転特性反映型)」をセットする場合※
「コネクティッドカー走行特性診断サービス」に関する利用規約」をご確認のうえ、お申し込みください。
- ※「走行特性診断サービス」が提供されます。詳しくは各サービスの利用規約をご確認ください。

3. 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

ご契約者または被保険者には、通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご連絡をいただく義務があります。通知事項については、保険契約申込書などにおいて★印をつけていますので、変更の通知漏れがないように十分ご注意ください。

通知事項の変更について遅滞なくご連絡いただけない場合またはお手続き(変更手続き書類のご提出および追加保険料のお支払いなど)いただけない場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【通知事項】
☞「通知義務と通知事項」「通知事項以外の変更を行う場合」

- 記名被保険者の個人・法人区分※1
- ご契約の自動車の登録番号、用途車種※1、使用目的※2
- ご契約の自動車の装置等(AEB装置※3の有無・電気自動車・ハイブリット自動車・福祉車両)、特殊自動車区分(レンタカー・教習車)
- 前契約の事故の有無・件数
- 安全運転割引の適用条件を満たした場合の割引率

※1 変更後の記名被保険者の個人・法人区分や用途車種などによっては、特約が自動的にセットまたは削除されることがあります。

※2 THE クルマの保険のみ対象となります。

※3 衝突被害軽減ブレーキ装置をいいます。

また、ご契約後、次の事実が発生した場合は、ご契約内容の変更などが必要となりますので取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

- ご契約者または記名被保険者の住所、氏名(名称)が変更となる場合※
- 保険金額の増額や特約をセットするなど、ご契約条件の変更を希望する場合
- 次の理由などにより、「運転者限定特約」の種類や運転者年齢条件が変更となる場合
 - ・ご家族の転居やご結婚などにより運転者の範囲が変更になる場合
 - ・運転者限定特約により限定した範囲外の方または運転者年齢条件を満たさない方がご契約の自動車を運転される場合
 - ・ご契約の自動車を運転される最も若い方が誕生日を迎えられた場合
- ご契約の自動車を譲渡する場合
- 買い替えなどにより、ご契約の自動車が変わる場合
- ご契約者が自ら所有し、かつ使用する自動車の総契約台数が10台以上となる場合
- 車両保険の適用がある場合で、自動車の改造、付属品の装着・取り外しなどによりご契約の自動車の価額が変わるとき
- ご契約の自動車の業務専用車の該当・非該当の区分が変更になる場合

※ 記名被保険者が変更となる場合は、変更後の記名被保険者の運転免許証の色・次回免許更新年月(THE クルマの保険のみ対象)および生年月日を確認させていただきます。

(2) 安心更新サポート特約について

契約概要

(ドライバー保険は対象外です。)

☞「安心更新サポート」

記名被保険者が個人で、ご契約の自動車の用途車種が自家用8車種、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車の場合は、一部のご契約を除き「安心更新サポート特約」が必ずセットされます。この特約では、ご契約の更新の際に万が一ご契約者とご連絡がとれない場合は、通知締切日(満期日)までに取扱代理店もしくは損保ジャパンまたはご契約者のいずれかから契約を更新しない旨の申し出がないかぎり、前年と同等条件※で自動的にご契約を更新します。更新を希望されない場合は、通知締切日(満期日)までに必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

※ 車両保険の保険金額については、更新時のご契約の自動車の市場販売価格相当額とさせていただきます。また、ご契約の内容により、その他の契約条件も一部変更させていただく場合があります。

(注)「次回満期時のご案内方法」で「Webで確認する」を選択した場合、電子メールでマイページに安心更新案内を配信したことをお知らせしますので、ご登録のメールアドレスは常に損保ジャパンのメール(ドメイン名「my.sompo-japan.co.jp」および「sompo-japan.co.jp」)の受信が可能な設定にしてください。万が一メールを受信できなかった場合は、マイページにログインのうえ更新後の内容をご確認ください。

(3) 解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

☞「ご契約を解約される場合」

ご契約を解約する場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

解約日はお申出日以降となります※。普通保険約款・特約の規定にしたがい、保険料を返還するか、または未払込分をご請求することがあります。ご契約内容と解約の条件などにより、損保ジャパンが別に定める基準を満たす場合は、日割計算により保険料を算出します。

※ ご契約の自動車を廃車した場合なども、解約日は廃車した日ではなくお申出日以降となります。

【ご注意事項】
お支払いいただくべき保険料の未払込分がある場合は、解約日以降に保険料が引き落としされることがあります。なお、この保険料が引き落としできない場合は、解約日または解約日より前の日付に遡ってご契約を解除することがあります。この場合、7等級以上の等級は次のご契約へ継承できなくなりますので、ご注意ください。

(4) 重大事由による解除

注意喚起情報

☞「そのほかにご注意いただきたいこと」

- 次に該当する場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合
 - ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など

(5) ご契約を中断する場合

注意喚起情報

(ドライバー保険は対象外です。)

ご契約の自動車の廃車、譲渡、リース業者への返還、車検切れ、盗難、災害、記名被保険者の海外渡航などに伴い、一時的にご契約を中断される場合は、ご契約者からの請求により「中断証明書」を発行することができます。これにより一定の条件を満たす場合は、中断後の新たなご契約に対して、中断前のご契約や事故件数などに応じた所定の等級および事故有係数適用期間を適用することができます。

(注1) 原則として、ご契約の中断日(ご契約の解約日または満期日)の翌日から13か月以内に取扱代理店または損保ジャパンにご請求がない場合は、「中断証明書」を発行することができます。なお、ご契約が解除された場合は「中断証明書」を発行することができません。

(注2)「中断証明書」の有効期限は、中断日の翌日※から起算して10年以内です。

※ 海外渡航の事由により「中断証明書」を発行している場合は、新たなご契約の記名被保険者の出国日の翌日となります。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約については、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合等には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

ただし、この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金などの8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(3) 個人情報の取扱いに関する事項

注意喚起情報

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)に利用します。また、次の①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。

④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社を取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)、グループ会社や提携先会社等については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。

(4) 事故が起こった場合

注意喚起情報

☞「事故が起こった場合」

保険金の請求を行うときには、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか所定の書類をご提出いただく場合があります。詳細は「ご契約のしおり(約款)」に記載の書類等をご確認ください。

(5) 事故件数の数え方

注意喚起情報

☞「保険料の主な決定要素と払込方法・支払方法等」

継続前のご契約で事故があった場合は、次の事故内容と件数に応じた等級および事故有係数適用期間が決定されます。

(注) 損保ジャパンが既にお支払いした保険金を全額回収した場合、あるいは、損保ジャパンが保険金をお支払いした後、ご契約者、被保険者または保険金請求権者が、その保険金の全額を損保ジャパンに返還した場合であっても、その事故は保険事故として取り扱います。

■1等級ダウン事故

「1等級ダウン事故」となるのは次の①と②をともに満たす事故です。

①次の事故またはその組み合わせの事故であること。

- a. 車両保険事故※
- b. 車両積載動産特約事故
- c. 被けん引自動車の車両損害包括特約事故

+

②事故発生の原因が次のいずれかに該当する事故であること。

- a. 火災または爆発(飛来中もしくは落下中の物以外の他物との衝突、もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた火災または爆発を除きます。)
- b. 盗難
- c. 騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- d. 台風、竜巻、洪水または高潮
- e. 落書・いたずらなどのご契約の自動車に対する直接の人為的行為(次のいずれかに該当する損害を除きます。)
 - ア. ご契約の自動車の運行に起因して生じた損害
 - イ. ご契約の自動車と他の自動車(一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車を含みます。)との衝突または接触によって生じた損害
 - ウ. 被保険者の行為によって生じた損害
 - エ. ご契約の自動車を滅失、破損または汚損する意図がなくなされた行為によって生じたことが明らかである損害
- f. 飛来中または落下中の他物との衝突
- g. 故障(故障運搬時車両損害特約の保険金のみを支払う場合にかぎります。)
- h. a～gのほか、偶然な事故によって生じた損害(他物との衝突もしくは接触、またはご契約の自動車の転覆もしくは墜落を除きます。)

※ リースカーの車両費用特約事故、車両費用特約の修理費優先支払特約事故、車両新価特約事故、車両全損時復旧費用特約事故および故障運搬時車両損害特約事故を含みます。

■ノーカウント事故

「ノーカウント事故」とは、事故の件数に数えない事故をいいます。お支払いする保険金が、次のいずれかの保険金のみ、またはこれらの組み合わせの事故を「ノーカウント事故」として取り扱います。

- ・対人賠償責任保険の臨時費用保険金のみを支払う事故
- ・人身傷害保険事故(人身傷害交通乗用具事故特約の対象事故を含みます。)
- ・人身傷害入院時諸費用特約事故
- ・人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約事故
- ・搭乗者傷害特約事故
- ・無保険車傷害特約事故
- ・ロードアシスタンス特約事故
- ・ロードアシスタンス事業用特約事故
- ・代車等諸費用特約(事故時30日型)事故
- ・代車等諸費用特約(15日型)事故
- ・地震・噴火・津波車両全損時一時金特約事故
- ・ファミリーバイク特約事故
- ・弁護士費用特約(自動車事故限定型)事故
- ・弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)事故
- ・個人賠償責任特約事故
- ・安全運転教育費用特約事故
- ・車両保険(リースカーの車両費用特約を含みます。)の応急処置費用、運搬費用、引取費用のみを支払う事故
- ・普通保険約款基本条項の無過失事故の特則の定めにより保険金を支払わなかったものとして取り扱う事故
- ・被害者救済費用特約事故(被害者救済費用特約事故で、対物全損時修理差額費用特約に基づき保険金を支払う場合を含みます。)
- ・心神喪失等による事故の被害者損害補償特約事故(心神喪失等による事故の被害者損害補償特約事故で、対物全損時修理差額費用特約に基づき保険金を支払う場合を含みます。)

■3等級ダウン事故

1等級ダウン事故およびノーカウント事故に該当しない場合は、「3等級ダウン事故」として取り扱います。

☞ この書面に記載のない項目については「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

ご契約から事故対応のアドバイスまでトータルにサポートします。

お電話の際は、おかけ間違いにご注意ください。

万一、事故・トラブルにあわれたら

万一の時はすぐに損保ジャパンへ連絡を！

24時間365日対応可能！

事故にあわれた際のご連絡先

▶ 事故サポートセンター

0120-256-110

LINEでのご連絡はこちら



自動車の故障やトラブル対応時のご連絡先

▶ ロードアシスタンス専用デスク

0120-365-110

WEBからのご連絡はこちら ▶



商品に関するお問い合わせ

カスタマーセンター（電話）

【受付時間】

- ◆平日：午前9時～午後8時
- ◆土日祝日：午前9時～午後5時（12月31日～1月3日は休業）

0120-888-089

オンラインカスタマーセンター（WEB）

【受付時間】

スマートフォン・パソコンから
24時間365日ご利用いただけます。

<https://car-vivr.sompo-japan.co.jp/>



（注）ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

お客さま向けインターネットサービス

損保ジャパンマイページ

<https://www.sompo-japan.co.jp/mypage/>

便利なサービスを
いつでも無料で
ご利用いただけます。

- ご契約内容の照会
- 住所・電話番号の変更手続き
- 代理店へのお問い合わせ など



SOMPO Park

<https://sompo.pk/3RvZIQN>

「自分らしく、毎日を豊かに、幸せに。」をコンセプトに
あなたに寄り添う情報をお届けしています。
会員登録は無料。お得なキャンペーンも実施中です！



☆お客さま（保険のご契約者）と記名被保険者（ご契約の自動車を主に使用される方）が異なる場合は、記名被保険者となる方にもこのパンフレット兼重要事項等説明書に記載された内容をお伝えください。



エコマーク認定
自動車保険

エコマーク認定番号：第10 147 007号 使用契約者：損害保険ジャパン株式会社

この自動車保険は、

- お客さまの環境配慮行動の促進（エコカー割引、Web証券、Web約款の推進）
- 事故による環境的損失の削減（事故防止支援サービス、リサイクル部品の利用推進）に貢献しています。

見やすいデザイン



第三者認証

1S1609007(9)

このパンフレットは、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会が、第三者の公正な審査を経て、ユーザーにとって見やすく配慮されたデザインであると認証したものです。

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【受付時間】

◆平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）



0570-022808 <通話料有料>

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

★「THE クルマの保険」は、「個人用自動車保険」のペットネームです。

★このパンフレット兼重要事項等説明書は、「個人用自動車保険」の概要を説明したものです。詳しい内容については、「ご契約のしおり（約款）」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

共同保険に関するご説明

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券（等）の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先